

活性化情報

中小企業

かごしま

特集
テーマ

- 中小企業のための融資・助成・補助事業
- 平成25年度組合関係税制の概要

2013
第696号

6

Kagoshima
Prefectural Federation
of Small Business
Associations

鹿児島県中小企業団体中央会



中小企業
かごしま

平成 25 年 6 月号（活性化情報第 1 号）
CONTENTS

1 特集 1

中小企業のための融資・助成・補助事業

36 特集 2

平成 25 年度組合関係税制の概要

42 特別寄稿 安心・安全を守る

国際的な品質管理基準を取得し 万全の管理体制で安全を確保

(株式会社奈良 代表取締役会長 奈良 千尋 氏)

48 Never Give Up! 元気を出そう！がんばれ中小企業

若手リーダーとして 地域と業界の活性化に取り組む

(有限会社くだもの店カコイ 取締役 榎井 健一郎 氏)

51 中央会の動き

第 58 回中央会通常総会
第 38 回青年部通常総会
第 34 回女性部通常総会

56 組合インタビュー

(鹿児島県造園事業協同組合 事務局長 白嶺 高志 氏)

57 業界情報 (平成 25 年 4 月情報連絡員報告)

59 倒産概況 (平成 25 年 5 月鹿児島県内企業倒産概況)

61 中央会関連主要行事予定

中小企業のための融資・助成・補助事業

鹿児島県内の各市町の融資・助成・補助事業をご紹介します。詳細な情報やご相談については、各市役所・町役場にお問い合わせください。優遇措置などについては、適用要件に詳細な条件が設定されている場合があります。

自治体名	ページ	自治体名	ページ	自治体名	ページ
鹿児島市	1	鹿屋市	9	枕崎市	10
出水市	11	薩摩川内市	12	阿久根市	16
伊佐市	17	指宿市	18	西之表市	19
日置市	19	曾於市	20	霧島市	21
いちき串木野市	24	南さつま市	25	志布志市	27
奄美市	28	垂水市	32	南九州市	32
姶良市	33	さつま町	34		

上記以外の町村に関しては、役場の中小企業支援担当者にお問い合わせください。

※ 鹿児島県に関する融資・助成・補助事業については、下記ホームページでご参照下さい。

商工業関係 <http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/syoko/index.html>

企業立地関係 <http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/kigyo/index.html>

●鹿児島市

●鹿児島市中小企業融資制度

鹿児島市では、市内に住所と事業所を有し、6月以上事業を営んでいる個人・法人の中小企業者(創業支援資金を除く)に対して、経営の安定や企業の振興を図るため、事業資金の融資制度を設けていますので、ご利用ください。

主な申込要件

- ① 納期の到来している市税を完納していること
- ② 経営内容及び資金の用途が明確で、償還が確実と認められること
- ③ 許認可・届出等が必要な業種は、その許認可・届出等がなされていること
- ④ 鹿児島県信用保証協会の保証が得られること

※ 銀行取引停止処分や保証協会の延滞・求償権のある人は申込みできません。

(平成 25 年4月1日現在)

◇融資利率については、金融情勢により変動することがありますので、あらかじめお問い合わせください。

◇信用保証協会の保証料に対しては、市が補助(表内の保証料補助)しています。

◇各表内の注記については 7 ページに説明があります。

融資の対象にならない主な業種

農業、漁業、金融・保険業(損害保険代理業、生命保険代理店などを除く)
バー、スナックなどの風俗営業(食事の提供を主目的とする飲食業を除く)

■産業振興資金

利用者	事業の振興や経営の改善を図るために資金が必要な方	
資金用途	運転資金・設備資金	
融資金額	3,000 万円以内	
融資期間	運転 7年以内(1年据置含) 設備 10年以内(1年据置含)	
償還方法	元金均等による月賦償還	
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 1年超3年以内 3年超7年以内 7年超	年 1.9% 年 2.1% 年 2.4% 年 2.5%
信用保証料率(注 10)	有担保:年 0.35%～1.80% 無担保:年 0.45%～1.90%	
保証料補助	1／2(注 11)	
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 12)	
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合	

■短期事業資金

利用者	短期の運転資金が必要な方	
資金用途	運転資金	
融資金額	600 万円以内 組合 1,000 万円以内	
融資期間	1年以内	
償還方法	一括又は分割償還	
融資利率	1年以内	年 1.9%
信用保証料率(注 10)	有担保:年 0.35%～1.80% 無担保:年 0.45%～1.90%	
保証料補助	1／2(注 11)	
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 13)	
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合	

■特別小口資金(責任共有対象外)

利用者	同一事業を1年以上経営している小規模企業者(注 1) 市県民税に所得割が課されている方 申込みのとき、保証協会の保証残高のない方(注 12)	
資金用途	運転資金・設備資金	
融資金額	1,250 万円以内	
融資期間	7年以内(1年据置含)	
償還方法	元金均等による月賦償還	
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 1年超3年以内 3年超5年以内	年 1.90% 年 2.05% 年 2.25%

	5年超 年 2.35%
信用保証料率(注 10)	無担保:年 0.65%
保証料補助	3／5
連帯保証人	不要
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合

■小規模企業支援資金(責任共有対象外)

利用者	中小企業信用保険法第2条第2項に規定する小規模企業者(注 1)	
資金使途	運転資金・設備資金	
融資金額	1,250 万円以内 (ただし、既存の保証残高との合計の範囲内とする)	
融資期間	7年以内(1年据置含)	
償還方法	元金均等による月賦償還	
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 1年超3年以内 3年超5年以内 5年超	年 1.90% 年 2.05% 年 2.25% 年 2.35%
信用保証料率(注 10)	有担保:年 0.4%～2.1% 無担保:年 0.5%～2.2%	
保証料補助	3／5	
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 12)	
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合	

■経営安定化資金(特定中小企業者)(1～6号:責任共有対象外)

利用者	中小企業信用保険法第2条第4項第1号～8号に規定する特定中小企業者 (国のセーフティネット保証制度に対応)(注 3)	
資金使途	運転資金・設備資金	
融資金額	3,000 万円以内	
融資期間	運転 7年以内(2年据置含) 設備 10 年以内(2年据置含)	
償還方法	元金均等による月賦償還	
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 1年超3年以内 3年超5年以内 5年超7年以内 7年超	年 1.9% 年 2.0% 年 2.1% 年 2.3% 年 2.4%
信用保証料率(注 10)	1～6号:年 0.87% 7～8号:年 0.80%	
保証料補助	4／5	
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 12)	
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合	

■経営安定化資金(東日本大震災関連特別対策)(責任共有対象外)(注 4)

利用者	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 128 条第1項各号に規定する中小企業者(国の東日本大震災復興緊急保証制度に対応)(注 5)
-----	---

資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	3,000万円以内
融資期間	運転 7年以内(2年据置含) 設備 10年以内(2年据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 年 1.9% 1年超3年以内 年 2.0% 3年超5年以内 年 2.1% 5年超7年以内 年 2.3% 7年超 年 2.4%
信用保証料率(注 10)	年 0.80%
保証料補助	4／5
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 12)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合

■経営安定化資金(経済環境変化等)

利用者	経済環境の変化等により一時的に売上等が減少しているなど、特に市長が認め方(注 6)
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	3,000万円以内
融資期間	運転 7年以内(2年据置含) 設備 10年以内(2年据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 年 1.9% 1年超3年以内 年 2.0% 3年超5年以内 年 2.1% 5年超7年以内 年 2.3% 7年超 年 2.4%
信用保証料率(注 10)	有担保:年 0.35%～1.80% 無担保:年 0.45%～1.90%
保証料補助	4／5
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 12)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合

■環境配慮促進資金

利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ ISO14001 の認証取得に資金が必要な方 ・ 低公害車(ハイブリッド、電気、天然ガス自動車)を購入する方 ・ 新エネルギー設備や公害防止施設の設置等に資金が必要な方 ・ ISO14001、エコアクション 21、KES、市環境管理事業所の認証等を取得している方で、事業資金が必要な方
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	3,000万円以内
融資期間	運転 7年以内(1年据置含) 設備 10年以内(1年据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 年 1.90% 1年超3年以内 年 2.05% 3年超5年以内 年 2.25%

	5年超7年以内 年 2.35%
	7年超 年 2.45%
信用保証料率(注 10)	有担保:年 0.35%～1.80% 無担保:年 0.45%～1.90%
保証料補助	4／5
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 12)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・商工組合中央金庫

■災害対策資金

利用者	・ 火災や自然災害等の被害を受けた方で、その対策に資金が必要な方 ※り災証明を受けた方または上記被害をうけたことについて特に市長が認める方
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	1,500 万円以内
融資期間	運転7年以内(2年据置含) 設備 10 年以内(3年据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 年 1.9% 1年超3年以内 年 2.0% 3年超5年以内 年 2.1% 5年超7年以内 年 2.3% 7年超 年 2.4%
信用保証料率(注 10)	有担保:年 0.35%～1.80% 無担保:年 0.45%～1.90%
保証料補助	全額
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 12)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・商工組合中央金庫

■創業支援資金

利用者	市内で新たに事業を開始する方(事業実績のない方や事業実績が 6 月末満の方も対象) ※自己資金が必要
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	1,000 万円以内(うち運転資金は 700 万円以内)ただし必要額の 80%以内 (注 7)
融資期間	運転7年以内(1年据置含) 設備 10 年以内(1年6月据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 年 1.90% 1年超3年以内 年 2.05% 3年超5年以内 年 2.25% 5年超7年以内 年 2.35% 7年超 年 2.45% (注 8)
信用保証料率(注 10)	有担保:年 0.35%～1.80% 無担保:年 0.45%～1.90%
保証料補助	2／3
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 12)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合

■新事業展開支援資金

利用者	同一事業を1年以上営んでいる方で、次の①～④のいずれかに該当する方 ①事業転換や多角化をするための資金が必要な方 ②市内において新規雇用を伴う事業拡大(店舗、事務所、工場の新設)を行うために資金が必要な方(注9) ③鹿児島市新産業創出研究会が実施する「新産業創出研究会部会」に参加する中小企業者で、新商品・サービスの研究開発等に資金が必要な方 ④「かごしまの新特産品コンクール」の入賞者で、販路拡大や商品開発等に資金が必要な方(入賞年度を含め5年度以内の方が対象)
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	(転業・多角化)1,200万円以内 (事業拡大・新産業創出研究会・新特産品コンクール)3,000万円以内
融資期間	運転7年以内(1年据置含) 設備 10年以内(1年6月据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 年 1.90% 1年超3年以内 年 2.05% 3年超5年以内 年 2.25% 5年超7年以内 年 2.35% 7年超 年 2.45%
信用保証料率(注10)	有担保:年 0.35%～1.80% 無担保:年 0.45%～1.90%
保証料補助	多角化・事業拡大等、新産業創出研究会:2/3 新特産品コンクール:4/5
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注12)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合

■大島紬緊急救済対策資金

利用者	売上不振等から不況に陥っている大島紬関係の法に基づく組合とその組合員
資金使途	運転資金
融資金額	組合 5,000万円以内 組合員 2,000万円以内
融資期間	3年以内(1年据置含)
償還方法	一括又は分割償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 年 1.9% (売上減) (年 1.65%) 1年超 年 2.1%
信用保証料率	信用保証協会の保証を必要としない
連帯保証人	原則として1人以上
取扱金融機関	商工組合中央金庫

■協同組合等活性化資金

利用者	従業員福利厚生対策及び商店街活性化対策などを行う、法に基づく組合とその組合員
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	組合 6,000万円以内 組合員 3,000万円以内 事業実績が6月末満の組合 2,000万円以内 組合員 1,000万円以内

融資期間	運転7年以内(1年据置含) 設備10年以内(1年6月据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 年 1.9%
	1年超3年以内 年 2.1%
	3年超7年以内 年 2.4%
	7年超 年 2.5%
信用保証料率	信用保証協会の保証を必要としない
連帯保証人	原則として1人以上
取扱金融機関	商工組合中央金庫

(注1) 小規模企業者とは、常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業は5人)以下の事業者です。

(注2) 残高の完済を条件に融資を申し込むことができます。

(注3) 大型倒産や取引金融規制の経営合理化等により経営の安定に支障を生じているなどの要件を満たし、市長の認定を受けたもの。

(注4) 平成26年3月31日までに融資が実行されたものに限ります。

(注5) 特定被災区域に事業所があり、東日本大震災の影響により、経営の安定に支障を生じているなどの要件を満たし、市長の認定受けたもの。

(注6) 桜島降灰の影響により売上等が減少となった方などが対象となります。また、申し込みには、市長の認定を要します。

(注7) 融資金額は、開業に係る経費の80%以内ですが、開業業種に係る事業従事経験が3年末満の場合(法律に基づく資格や特許等を除く)は50%以内です。

(注8) 創業支援資金の融資を受ける方に対しては、当初12か月以内の支払利子相当額を補助します。

(上限30万円。平成26年3月31日までに融資が実行されたものに限る。)

(注9) 移転、増設等は対象なりません。

(注10) 表記は市補助前の信用保証料率です。「中小企業の会計に関する基本要領」の適用状況を確認できる事業者で責任共有対象の資金(経営安定化資金・特定中小企業者を除く)利用者、ISO14001及びエコアクション21の認証企業等は、年0.1%の割引があります。

(注11) 保証料率が年1.25%以上の場合は、年0.6%で算出した保証料相当額を補助します。

(注12) 鹿児島県信用保証協会の定める取扱いとします。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

鹿児島市役所 産業支援課 金融係 TEL099-216-1324(直通) FAX099-216-1303

■地域のよか店コラボ支援事業補助金

鹿児島市では、近隣で商業・サービス業を営む店舗同士が連携し、各店舗が持つ強みを生かして、地域の消費者に商品付加価値の情報の提供等を一体的に行う取組みに対し、経費の一部を助成します。

- ◆補助対象事業 店舗同士が連携し、各店舗が持つ技能や商品知識などを生かして、地域の消費者に対し、商品付加価値の情報の提供などを一体的に行う事業。
- ◆補助対象者 近隣で商業・サービス業を営む市内の中小企業者など3店舗以上からなるグループ
- ◆補助対象経費 広告宣伝費、印刷製本費、会場借上げ経費など
- ◆補助率 補助対象経費の1／2(20万円を限度)
- ◆昨年度実施例

〈例1〉お仕事体験 in 西田本通り

夏休み期間中に、小学生親子を対象に、通り会内の店舗のお仕事を体験してもらうことにより、お店の特徴を知つてもらうとともにお店と参加者の交流が図られた。

〈例2〉いい店巡り～草牟田再発見～

町内会が設置した草牟田遺産と商店街の個店を巡ることで、地域住民の方に、身近にある地元のお店の特色・特徴を再認識していただけ、好評だった。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

鹿児島市役所 産業支援課 商業サービス業係 TEL099-216-1322(直通) FAX099-216-1303

■元気の出る中小企業支援事業(講師派遣制度)

鹿児島市では、共同事業等の研究会や個店の経営に必要な知識・情報を習得するための研修会などを自主的に実施する商店街や事業協同組合、中小企業者で組織するグループに対し、専門のアドバイザーを派遣します。

- ◆アドバイザーの派遣回数 1団体につき 1年度 4回以内
- ◆市が負担する経費
 - ①講師への謝金
 - ・県外の講師を派遣する場合：1回当たり 10万円、かつ、1時間当たり 4万円を限度とします。
ただし、2回目以降については県内講師と同様に 2万4千円を限度とします。
 - ・県内の講師を派遣する場合：1回当たり 2万4千円、かつ、1時間当たり 1万円を限度とします。
 - ②講師の旅費
 - ・実費（市の旅費に関する規定に基づき、予算の範囲内で支出します。）
- ◆講師について
 - ・商店街活性化、再開発、イベント、情報化、パソコン、接遇、個店の経営改善など、商店街や事業協同組合等の皆さんのが希望する分野（ただし、実施団体の活性化に役立つテーマ）の講師を選ぶことが可能です。
 - ・予算額を超える謝金の講師派遣を希望する場合は、超過分を実施団体で負担していただされることになります。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

鹿児島市役所 産業支援課 商業サービス業係 TEL099-216-1322(直通) FAX099-216-1303

■鹿児島市企業立地促進補助金

市外企業の誘致や地元企業の増設等による企業の立地を促進し、本市産業の振興と雇用の拡大を図ります。

要 件	内 容
(1) 製造業 <ul style="list-style-type: none">・工業地域等での立地<ul style="list-style-type: none">① 新規雇用者が11人以上② 新規雇用者が30人以上で設備投資額が10億円以上	(1) 製造業 <ul style="list-style-type: none">① 限度額 6,000万円<ul style="list-style-type: none">・新規雇用者×30万円／人（障害者60万円）・設備投資額×2%・固定資産税・都市計画税・事業所税×50%② 限度額 6億円<ul style="list-style-type: none">・設備投資額×6%・固定資産税・都市計画税・事業所税×50%
(2) 情報通信関連業・研究開発型企業など <ul style="list-style-type: none">① 新規雇用者 6人以上② 新規雇用者が30人以上で設備投資額が10億円以上	(2) 情報通信関連業・研究開発型企業など <ul style="list-style-type: none">① 限度額 6,000万円<ul style="list-style-type: none">・新規雇用者×30万円／人（障害者60万円）・設備投資額×2%・固定資産税・都市計画税・事業所税×50%・オフィス賃借料×50%② 限度額 3億円<ul style="list-style-type: none">・設備投資額×6%・固定資産税・都市計画税・事業所税×50%
(3) コールセンター・事務処理センター <ul style="list-style-type: none">① 新規雇用者が30人以上 (※中心市街地に立地する場合は	(3) コールセンター・事務処理センター <ul style="list-style-type: none">① 限度額 3億円<ul style="list-style-type: none">・新規雇用者×30万円／人（障害者60万円）

<p>11人以上)</p> <p>(1)～(3)の共通要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業用の新たな用地を取得又は賃借した後3年以内に操業を開始すること ・市との立地協定を締結し協定に定める事項を履行すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備投資額×2% ・固定資産税・都市計画税・事業所税×50% ・オフィス賃借料×50% ・通信回線使用料×50% <p>※このほか、水源確保のための工事費・研修費・企業内託児所運営費等に対する補助もあり。</p>
---	--

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

鹿児島市役所 産業創出課 TEL099-216-1314

● 鹿屋市

■鹿屋市中小企業資金利子補給金

目的	市内商工業者の経営の安定を図るため、鹿屋市中小企業資金利子補給金の対象資金の融資を受けた中小企業者に対し、借入資金の利子の一部を補給する。
対象者の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所又は事業所を有していること ・鹿屋商工会議所、かのや市商工会の経営指導を受け、かつ、市税を完納しているもの
対象資金	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県中小企業制度資金 ・株式会社日本政策金融公庫制度資金 (普通貸付、経営改善貸付及びセーフティネット貸付に限る) ・商工貯蓄共済制度資金 (積立金の範囲内の資金は、除く)
利子補給期間	融資実行日から3年間以内
利子補給金額	返済利率のうち1.0%分に相当する額
限度額	1事業所あたり30万円
手続き方法	商工会議所又は商工会へ届出書及び交付申請書を提出して下さい。

■鹿屋市空き店舗活用促進事業補助金

目的	新たに創業を目指す者の新規開業及び魅力ある専門店等の出店を行う者に対し、鹿屋市空き店舗活用促進事業補助金を交付し、鹿屋市の商店街活性化を支援します。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街等(鹿屋市商店街連合会加盟の商店街・通り会及びその他地域商店街の活性化に取り組む団体) ・かのや市商工会 ・商店街等及び商工会の同意を受けた個人等 ・社会福祉法人 ・特定非営利活動法人
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗を新たな事業の実施の拠点又は不足業種補完のための活動の拠点として活用する事業
対象としない事業	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿屋市内で移転する事業 ・仮店舗として出店する事業 ・倉庫及び事務所として活用する事業

	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間のみの営業店舗事業 ・政治活動又は宗教活動に関する事業 ・公序良俗に反する事業
対象経費及び 補助金額	<p>創業に要する経費 【店舗改装費、空き店舗の家賃等(来客用駐車場代を含み、敷金礼金は除く)、誘致宣伝広告費】</p>
申込先	鹿屋市商工観光課

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

鹿屋市役所 農林商工部 商工観光課 TEL 0994-31-1164 (直通)

● 枕崎市

■企業誘致促進補助金制度

企業誘致促進補助金の交付を受けるには、枕崎市工業団地分譲基準を満たし、なおかつ次の条件を満たす必要があります。

1. 新規地元雇用者を 11 人以上雇用する必要があります

事業所の新設及び増設に伴って増加する新規地元雇用者数が 11 人以上必要です。(ただし、ソフトウェア業・研究開発施設については 6 人以上。また、4年制大学・総合保養地域整備法に基づく特定民間施設の事業の用に供する施設については、30 人以上)

2. 設備投資額について

一定額以上の設備投資が必要です。設備投資額については、業種ごとに必要額が定めてあります。

3. 補助金額

新規地元雇用者数×30 万円+設備投資額×2／100(2千万円限度)を補助いたします。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

枕崎市役所 企画調整課 企画調整係 TEL 0993-72-1111(内線 226)

■枕崎市中小企業振興資金融資制度

対象者	市内に住所を有し、原則として同一業種の事業を引き続き6月以上経営している中小企業者であること。 融資の申込みのときまでに納期の到来している市税及び国民健康保険税を完納していること。		
資金の用途	運転資金及び設備資金		
融資額	1企業あたり 600 万円以内	融資期間	5年以内
融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・融資期間が1年内の融資:年 1.9%以内 ・融資期間が1年を超えて3年内の融資:年 2.1%以内 ・融資期間が3年を超えて5年内の融資:年 2.4%以内 		
償還方法	一括又は分割返済		
連帯保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要(ただし、特に必要と認める場合においては、保証協会が認める者の中から立てる場合があります。)		

■枕崎市中小企業借入金信用保証料補助

対象者	本市に1年以上居住し、現に事業を営む者で鹿児島県信用保証協会が保証する枕崎市中小企業振興資金を借り入れた者。
補助率	信用保証料の3分の1以内
補助期間	資金の借入れを受けた月から5年以内

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

枕崎市役所 水産商工課 商工振興係 TEL 0993-72-1111(内線 421)

● 出 水 市

<融資制度>

■出水市中小企業振興資金融資制度

目的	市内の中小企業者の事業に必要な資金を融資し、市内中小企業の振興を図ること
融資対象者	1 中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号)第2条第1項第1号、第1号の2 又は第3号のいずれかに該当する者 2 融資あっせん申込みのときに、同一事業を市内で引き続き6箇月以上経営している中小企業者で次のいずれかに該当し、納期の到来している市税を完納していること。 (1) 個人は、住民基本台帳により本市の住民基本台帳に記載されていること。 (2) 会社は、出水市税条例第 36 条の2第8項の規定により、市長に申告していること。
対象用途	運転資金、設備資金
融資金額	小口資金…500 万円以内 経営安定特別資金…3,000 万円以内
融資期間	小口資金…5 年以内 経営安定特別資金…10 年以内 (いずれも1年以内の措置期間を含む)
融資利率	2.6%
保証人等	保証機関の定めるところによる。 鹿児島県信用保証協会の信用保証付
取扱金融機関	鹿児島銀行、鹿児島相互信用金庫、鹿児島信用金庫、南日本銀行、熊本ファミリー銀行、鹿児島興業信用組合の市内各支店
申込窓口	出水商工会議所、鶴の町商工会

<助成制度>

■出水市中小企業対策資金利子補給金

概要	中小企業の振興を図るため、出水市中小企業振興資金を借り入れた者に対し、予算の範囲内において利子補給金を交付する
利子補給率	1.2%
申込窓口	出水商工会議所、鶴の町商工会

■出水市中小企業借入金信用保証料補給金

概要	中小企業の育成強化を図るため、資金を借り入れたものに対し、予算の範囲内において保証料補給金を交付する
保証料補給率	1 出水市中小企業振興資金

	保証料の1／2以内を補給する(100円未満切り捨て)。 2 鹿児島県中小企業制度融資要綱に基づく中小企業振興資金 保証料の1／6以内を補給する(100円未満切り捨て)。
申込窓口	出水商工会議所、鶴の町商工会

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

出水市役所 商工労政課 TEL 0996-63-2111(内線 337)

● 薩摩川内市

■薩摩川内市中小企業対策利子補助金

対象資金	鹿児島県中小企業融資制度資金 (中小企業振興資金、小規模企業活力応援資金、特別小口資金、地球温暖化対策資金、かごしま産業おこし資金、観光かごしまよかとこ資金) 日本政策金融公庫 (普通貸付、小規模事業者経営改善資金、新創業融資制度)
補助対象者	川内商工会議所又は薩摩川内市商工会の斡旋(あっせん)により上記制度融資を受けた中小企業者など(※市税を滞納していないことが条件です。)
交付期間	融資決定日の属する月の翌月から起算して3年を限度
補助対象融資額	1事業者、1年度あたり1,000万円以内
補助率	100%(平成25年12月末融資実行分まで)
申込先	川内商工会議所又は薩摩川内市商工会

■薩摩川内市緊急保証制度保証料補助金

対象資金	鹿児島県中小企業融資制度資金 (セーフティネット対応資金など) 各金融機関の事業者向け融資資金
補助対象者	次のいずれにも該当することが必要です。 ・中小企業信用保険法に基づき、薩摩川内市長が「特定中小企業者」に認定した中小事業者であること ・平成26年3月31日までに決定(実行)された融資資金であること ・薩摩川内市中小企業対策利子補助金に関する手続きをとっていない融資であること ・市税を滞納していないこと
補助対象融資額	1事業者、1年度あたり500万円以内
補助率	100%(ただし100円未満は切り捨て。平成26年3月末日融資決定(実行)分まで)
申込先	薩摩川内市商工振興課

■薩摩川内市中小企業元気づくり補助金

市内で事業を営んでいる中小企業の方々の社員研修、製品宣伝活動、研究開発、知的財産権に関する申請などの経費について、その負担軽減と経営の安定化を図るために、「中小企業元気づくり補助金」制度を設けています。

経費の種類	該当するものなど	補助率	補助金額
社員研修経費	ポリテクカレッジ川内、川内技術開発センター、中小企業大学校人吉校、鹿児島県工業技術センターにおける社員研修に要する経費（旅費・研修負担金）で、当該中小企業者が支払ったもの	補助対象経費の1／2以内	10万円以内
製品宣伝活動経費	見本市や展示会出展のブース代、機材のレンタル費用、出展に関するパンフレットの作成などに要する経費で、当該中小企業者が支払ったもの（※販売を伴うものは除きます。）		30万円以内
研究開発経費	大学などと共同での研究開発に要する経費で、当該中小企業者が支払ったもの	補助対象経費の1／2以内	50万円以内
知的財産権申請経費	特許、実用新案、意匠、商標など知的財産権に関する申請に要する経費で、当該中小企業者が支払ったもの		70万円以内

補助金額は、いずれも1事業者・1年度あたりの限度額です。

補助金は、いずれも100円未満切捨て。

○補助対象の要件

次のいずれにも該当していることが条件です。

- (1) 中小企業基本法第2条に規定する事業者で、薩摩川内市内において生産・開発を行っている事業所であること
- (2) 国・県の補助制度を利用しないものであること
- (3) 市税を滞納していないこと

■農商工連携チャレンジ起業支援補助金

薩摩川内市内で事業を営む雇用保険適用事業の方が、市内で生産された農林水産物を使って加工品を製造・販売するために新たに従業員を雇用した場合、その人件費や施設整備費用の一部を補助する制度を設けています。

補助対象の種類	該当する経費の内容	補助率など	補助金額
創業支援分	地域再生中小企業創業助成金及び地域求職者雇用奨励金の事業計画で、労働局に認定された設備経費・人件費	施設整備経費の1／2	限度額200万円

新製品開発支援分	新製品開発に伴う新規雇用者的人件費	新規雇用者1人あたり30万円	限度額300万円
----------	-------------------	----------------	----------

※補助金額は、いずれも1事業者・1年度あたりの限度額です。

※補助金は、いずれも100円未満切り捨て。

■創業・チャレンジ支援補助金

新たに起業される方や事業の拡大を希望する中小企業者の方々向けに、鹿児島県中小企業融資制度の融資資金の一部について、その利子及び保証料の一部を補助する制度を設けています。

対象資金	鹿児島県中小企業融資制度資金(創業支援資金、新事業チャレンジ資金、商店街活性化資金)
補助対象者	次のいずれかに該当する、市内で事業を営んでいる方で、川内商工会議所又は薩摩川内市商工会から推薦された方(市税を滞納していないことが条件です) ・中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者 ・新たに起業する方
補助対象融資額、交付期間、補助金額	・利子相当額に対する補助金…補助対象融資額／1企業あたり1,000万円以内、交付期間／融資実行日の翌月から起算して3年を限度、補助金額／交付期間中の毎年1～12月に金融機関に支払った利子相当額 ・保証料相当額に対する補助金…補助対象融資額／1企業あたり500万円以内、交付期間／融資実行日から起算して最初の12月31日まで、補助金額／交付期間中に支払った初年度の信用保証料相当額
補助率	100%(ただし、100円未満は切り捨て。平成25年12月末日融資決定(実行)分まで)
申込先	川内商工会議所又は薩摩川内市商工会

■薩摩川内市新産業創造事業補助金

薩摩川内市で事業を営んでいる中小企業者等(起業を行う予定の個人・団体を含む)のうち、事業転換の推進や新たに事業を始める方を対象に、新規産業創出、転業、起業、雇用創出に係る経費の一部について、市が補助する制度を設けています。

経費の種類	該当する経費の内容	補助率	補助金額
新規産業創出 (既存事業とは別に新たに取り組む事業)	①各種コンサルタント料 ②マーケティング調査費 ③施設使用費、研修費、試作費、設計費 ④会社設立に要する経費で、中小企業者等が支払ったもの	3分の1以内	200万円以内(但し、地域成長戦略分野は400万円以内)
転業 (既存事業を廃止し新たに取り組む事業)		3分の2以内	

起業 (最長36月まで)	①各種コンサルタント料 ②マーケティング調査費 ③施設使用費、研修費、試作費、設計費 ④会社設立に要する経費で、中小企業者等が支払ったもの	3分の1以内	200万円以内(但し、地域成長戦略分野は400万円以内)
	事務所家賃 但し、営業活動を開始する月の前月までの家賃	3分の2以内	120万円以内(月額10万円以内)
	住居家賃 但し、営業活動を開始する月の前月までの家賃とし、市外からの転入者に限る	3分の1以内	24万円以内(月額10万円以内)
	印刷製本費(パンフレット等)	10分の10	100万円以内
雇用創出	人件費(雇用保険適用で6ヶ月以上雇用した者に限る)	—	1人あたり30万円以内(1団体3人まで)

■薩摩川内市地域成長戦略対策利子補助金

薩摩川内市では、地域成長戦略(食品ビジネス、次世代エネルギー・ビジネス、医療介護周辺ビジネス、観光ビジネス、起業・創業)に取り組む、市内の中小企業者が借り入れた資金の返済にともなう利子の補助制度を設けています。

資金名	使徒	補助対象となる融資額
日本政策金融公庫	● 新規企業育成貸付資金 ● 起業活力強化資金 ● 環境・エネルギー対策貸付資金 ● 企業再生貸付資金 ● 食品貸付資金	運転資金及び設備資金 1事業者、1年度あたり1,000万円以内

- ◆ 補助対象者 川内商工会議所または薩摩川内市商工会の斡旋により上記制度融資を受けた中小企業者など(※市税を滞納していないこと)
- ◆ 補助対象期間 融資決定日の翌月から3年以内
(毎年1~12月に支払った利子額相当分を翌年3月に交付)
- ◆ 補助率 100%(但し100円未満は切捨て。平成25年12月末融資決定分まで)
- ◆ 申請方法 融資決定年の翌年2月頃、次の書類を添えて川内商工会議所または薩摩川内市商工会へ申請
 - ①補助金交付申請書
 - ②補助金交付請求書
 - ③融資金額、融資利率、償還期間、償還方法が明記されている取扱金

融機関発行の証書類

- ④償還明細書または償還済明細書
- ⑤市税完納証明書

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

薩摩川内市役所 商工観光部 商工振興課 TEL 0996-23-5111(内線 4321・4323)

● 阿久根市

<中小企業振興に関する融資・助成制度>

■阿久根市中小企業振興資金

【融資対象者】

次の(1)、(2)いずれの要件にも該当する方です。

- (1)市内に住所又は事業所を有し、融資あつせん申込時において同一事業を引き続き6か月以上経営している中小企業者であること。
- (2)融資あつせん申込時までに、納期の到来している市税等を完納していること。

【融資申込先】

阿久根商工会議所 (電話 0996-72-1185)

(平成 25 年4月1日現在)

資金の種類 (用途)	融資 限度額	貸付利率	期間 (うち据置期間)	保証人等
季節資金 (運転資金)	100 万円	2.90%	90 日以内	原則として2人以上
小口資金 (運転資金) (設備資金)	※ 1,000 万円	1年以内 2.90% 1年超3年以内 3.10% 3年超5年以内 3.40% 5年超7年以内 3.60%	※ 7年以内 (1年以内)	原則として 個人不要 法人・代表者のみ
地場産業振興資 金(設備資金)	2,000 万円	1年以内 2.90% 1年超3年以内 3.10% 3年超5年以内 3.40% 5年超7年以内 3.60% 7年超 10 年以内 4.00%	10 年以内 (1年以内)	鹿児島県信用保証協会 の信用保証付

※印については、平成 21 年1月1日から平成 25 年 12 月 31 日までの特例措置です。(本来は融資限度額が 500 万円、期間が5年)

■阿久根市中小企業振興資金利子補助金

補助対象経費	利子補助率	補助額
阿久根市中小企業振興資金(季節資金を除く)の融資を受けた金融機関に毎年1月1日から12月31日までに支払った当該融資に係る利子	2% ÷ 上記貸付利率	補助対象経費 × 利子補助率 ※100 円未満切り捨て

■阿久根市中小企業借入金信用保証料補助金

補助対象経費	補助額
鹿児島県信用保証協会の保証する次に掲げる資金の融資に係る保証料 (1)阿久根市中小企業振興資金(季節資金を除く)	(1)の場合、融資を受けた日から 1 年以内の保証料の全額及び2年目から融資期間満了までの保証料の 25% 以内の額

(2)鹿児島県中小企業振興資金のうち次に定める金額以下の資金 ア. 運転資金 1,000 万円 イ. 設備資金 2,000 万円	(2)の場合、融資を受けた日から融資期間満了までの保証料の 25%以内の額 ※(1)、(2)ともに 100 円未満切り捨て
--	--

＜企業立地に関する優遇制度＞

■阿久根市企業立地促進補助金

工場等を設置する企業に対し、用地取得費等の一部を助成します。(市との事前協議が必要です。)

対象業種	適用要件 (注1)	補助額の算定方法	限度額
製造業 及び ソフト産業	設備投資額 特になし 雇用増 5人超	・用地取得費×25% (注2) ・ソフト産業 専用回線使用料×25% ・ " 土地・工場賃借料×25% +10 万円×増加雇用者数	用地取得補助 2,500 万円 ソフト産業施設補助 2,500 万円 雇用促進補助 500 万円 ※設備投資額の 10%以内

注1) 製造業は用地取得後3年以内に操業開始することが要件。ソフト産業は営業開始から3年以内が補助期間となります。

注2) 指定地。認定地は、20／100 となります。

■条例に基づく固定資産税の課税免除・不均一課税等

製造業等の用に供する生産等設備を新設又は増設した場合、固定資産税を減免します。

対象業種	税の種類 (注 1)	地域指定	措置の種類 (注 2)	適用要件
製造業、旅館業 ソフトウェア業	固定資産税	過疎地域	課税免除	設備等の取得価額 2,500 万円超
製造業 道路貨物運送業 こん包業、卸売業	固定資産税	原子力発電 施設等立地 地域	不均一課税	設備等の取得価額 2,700 万円超 雇用増 15 人超 (製造業を除く)

注1) 固定資産税の減免の適用が受けられる場合、県税(事業税及び不動産取得税)においても同様の措置が適用されます。

注2) 課税免除及び不均一課税(税率軽減)は、いずれも3年間です。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

阿久根市役所 商工観光課 TEL 0996-73-1211(内線 1112)

● 伊佐市

■伊佐市商工振興資金利子補給補助金

概要	市内商工業の振興を図るため、商工業者がその事業に必要な資金を伊佐市商工会及び各生活衛生同業組合(経営特別指導員を有する組合に限る)を通じて、金融機関から借り入れた商工業振興資金に対して補助する利子補給に係る補助金である。 借入初年度に限り、その利子の一部を補助する。
----	--

対象制度資金	補助金の対象となる資金の種類は下記のとおり (1) 鹿児島県制度資金 (2) 日本政策金融公庫制度資金 (3) 商工貯蓄共済制度資金
資金使途	設備・運転資金
補助率	補助対象事業額(借入額)の2.0%以内
助成額	補助対象事業額(借入金)に上記補助率を乗じて得た額。ただし、限度額は年度内1事業者当たり上限30万円とする。
補助対象	(1) 市内に6か月以上継続して住所及び事業所を有していること。 (2) 商工会等の会員であること。 (3) 商工会等の金融斡旋に基づく資金の借入であること。 (4) 市民税・固定資産税等の滞納がないこと。 (5) 上記概要に趣旨が一致していること。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

伊佐市役所 地域振興課 商工観光係 TEL 0995-23-1311(内線 1252)

● 指宿市

■指宿市商工業制度資金利子補給助成金

概要	市内に住所及び事業所を有する中小企業者で、商工会議所及び商工会の会員が、商工会議所等を通じて制度資金を利用した場合に対して助成するものとする。ただし、市税等の滞納がない者とする。
対象制度資金	助成の対象となる制度資金は次のとおりとする。但し、借入期間が1年未満のものは除く。 (1) 鹿児島県中小企業制度資金 (2) 日本政策金融公庫制度資金(教育貸付及び恩給担保貸付資金は除く) (3) 商工貯蓄共済融資制度資金(積立金の範囲内の資金は除く)
助成金の交付制限等	助成金は単年度限り。毎年1月1日から12月31日までの期間に融資を受けた者に対して交付するものとする。
助成率	当該期間に融資を受けた総額の1%以内(ただし、借入利率が助成率を下回る場合はその率)とし、1事業者への助成額は、20万円を限度とする。 助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

指宿市役所 産業振興部 商工水産課（商工運輸係）TEL 0993-22-2111（内線 312）

● 西之表市

■中小企業振興資金融資

目的	西之表市内の中小企業者の事業に必要な資金を融資し、中小企業の振興を図る。
融資対象者	市内に6か月以上住所・事業所を有し、引き続き6か月以上経営している中小企業者
申込先	西之表市商工会
融資金額・期間	融資金額 500万円 融資期間 5年以内(1年以内の据置期間含む)

■中小企業振興資金信用保証料補助金

目的	中小企業振興資金を借り入れた者に対し予算の範囲内において、中小企業の振興資金信用保証料補助金を交付し中小企業の育成強化振興を図る。
融資対象者	市内に6か月以上居住し現に企業を経営しているもので、西之表市及び鹿児島県中小企業振興資金の融資を受け、鹿児島県信用保証協会の保証を受けている者。
申請条件	<ul style="list-style-type: none">・金融機関の証明書・交付申請日 毎年3月・補助期間は融資を受けた日から1年以内
補助金交付申請	交付申請書を西之表市長に提出をする。(提出窓口は経済観光課商工観光係)
補助金額	西之表市中小企業振興資金 保証料の40%以内 鹿児島県中小企業振興資金 保証料の20%以内

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

西之表市役所 経済観光課 商工政策係 TEL 0997-22-1111(内線 271)

● 日置市

■商工業制度資金等利子補給補助金

対象事業	<ul style="list-style-type: none">・市内在住の商工業者・市外の事業者については、市内に事業所を有し、日置市商工会に加入している商工業者
1.資金名	商工会を通じて借り入れた各種制度資金 <ul style="list-style-type: none">・県信用保証協会を通じての県制度資金・日本政策金融公庫の普通貸付、経営改善貸付資金、環境衛生貸付資金・鹿児島県商工会連合会の制度資金としての商工貯蓄共済貸付制度等
2.資金種別	設備資金 <ul style="list-style-type: none">・市内において店舗改装又は機械備品の購入等(屋号なき車両を除く)事業経営に必要な設備投資(造成費を含む)を行うため借り入れた資金。(ただし、用地費及び住居部分についての借り入れは、対象としない) 運転資金 <ul style="list-style-type: none">・市内において事業を行うための資金で、借替にあたる資金は対象としない。
借入額返済期間	<ul style="list-style-type: none">・借上額が上記1.2.に掲げる区分ごとに1件につき100万円以上で、かつ返済期間が36ヶ月以上

補助率及び補助対象限度額	融資利率を上限とし、 設備投資が借入額の2%以内 運転資金が借入額の1.5%以内 補助対象限度額は、 設備投資が2,500万円 運転資金が2,000万円
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関が発行する借入金明細証明書 ・委任状 ・設備投資の実施を確認できる書類(事業が完了している場合にあっては、写真及び領収書の写し。事業の完了していないものにあっては、契約書等の写し) <p>※設備投資資金のみ</p>
提出先	日置市商工会

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

日置市役所 総務企画部 商工観光課 TEL 099-273-2111

● 曽於市

■曾於市商工会員の設備投資に対する利子補給補助金

目的	曾於市商工会員が市内での購買意欲向上を図るため、施設設備の新設及び改造に要した借入金の償還利子の一部を補助することにより、本市商業の発展を期することを目的とする。
補助対象とする施設設備	<ul style="list-style-type: none"> (1)店舗の新築及び増改築 (2)営業用貨物自動車(軽貨物及びライトバンを含む。)の購入。ただし、営業用である旨の表示をしたものに限る。 (3)陳列ケース等販売対策設備の購入及び改造
補助資格	<ul style="list-style-type: none"> (1)販売対策に意欲のあること。 (2)本市に住所を有していること。 (3)曾於市商工会に加入し、かつ、商工会を通じて借り入れていること。 (4)営業所得が総所得の50%を超えていていること。 (5)税の滞納がないこと。
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> (1)補助金の額は、金融機関から借り入れた総額の借入利息の50%とし、3か年に分けて補助する。 (2)前項に規定する補助金の額は、1商工会員当たり1件100万円を限度とする。 (3)第1項に規定する金融機関は、日本政策金融公庫、鹿児島銀行、鹿児島相互信用金庫、宮崎銀行、南日本銀行、鹿児島興業信用組合及び市長が特に認めたものとする。

■曾於市商工会員の経営改善資金に対する利子補給補助金

目的	曾於市商工会員が、経営の安定及び向上を図るための経営改善に要した借入金の償還利子の一部を補助することにより、商工業の発展を期する。
補助対象	経営改善のために要した借入金とする。
借入資格	(1)経営の安定及び経営改善に意欲があること。

	(2)本市に住所を有していること。 (3)曾於市商工会に加入し、かつ商工会を通じて借り入れていること。 (4)営業所得が、総所得の 50%を超えていていること。 (5)税の滞納がないこと。
補助金額	(1)補助金の額は、金融機関から借り入れた総額の借入利息とし、3年に分けて補助する。 (2)規定する金融機関は、日本政策金融公庫、鹿児島銀行、鹿児島相互信用金庫、宮崎銀行、南日本銀行、鹿児島興業信用組合及び市長が特に認めたものとする。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

曾於市役所 経済課 TEL 0986-76-8808

● 霧島市

■霧島市商工業資金利子補給補助金

目的	市内商工業者の育成及び商工業の振興を目的とし、商工業者の経営の安定を図るため、制度資金の借入者に対して、規則に定めるところにより利子補給補助金を交付します。
補助対象となる制度資金	市内の商工業者で、霧島商工会議所、霧島市商工会に加入し、かつ、市税を完納している会員が、商工会議所又は商工会を通じて利用した後に掲げる制度資金とします。 1. 鹿児島県制度資金 2. 日本政策金融公庫 3. 商工貯蓄共済制度資金 ※但し、前項に掲げる制度資金のうち、次に該当する資金は対象としません。 1. 借入期間1年未満の資金 2. 商工貯蓄共済制度資金のうち積立金の範囲内の資金 3. 霧島市中小企業災害復旧資金利子補助金の交付対象となる資金
補助対象期間	補助金は、単年度補助とし、毎年1月1日から12月31までの期間に融資を受けた者に対し交付します。
補助率及び利子補給対象借入限度額	一事業者の利子補給対象借入限度額は 2,000 万円とします。融資を受けたかたの補助率は、借入金額の1%(1,000 円未満切り捨て)です。 (平成 25 年度は、緊急経済対策として補助率を2%としています。)
申請書提出先	補助対象となる制度資金を利用した際に窓口となった商工会議所又は商工会

申請書類	提出していただく書類等については以下のとおり。 ※申請書類については商工会議所及び商工会にあります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・委任状(商工会議所及び商工会が一括して申請等を行なうため必要になります) ・借用証書の写し又は融資実行後の保証書の写し ・市税の滞納がないことを証する書類(市の発行する滞納なし証明等) ・融資実行日が確認できる書類(支払明細書等)
提出期間	商工会議所、商工会の定める日までに申請して下さい。

■霧島市中小企業災害復旧資金利子補助金

目的	台風、豪雨、洪水、地震等の災害により被害を受けた中小企業者及び組合が、災害復旧のために借入れた資金について、当該資金に係る金利負担を軽減するため、霧島市中小企業災害復旧資金利子補助金を交付します。								
補助対象となる制度資金	県内における災害により被害を受けた中小企業者及び組合が、市町村長、消防署長等の被災証明を受け、災害発生の日から概ね6月以内で、災害の都度、市長が定める期間において災害復旧の目的で借入申込みを行った次の資金とします。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫の資金 2. 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱に規定する緊急災害対策資金 3. 県内市町村制度資金 								
補助対象期間	償還開始(支払利息開始のみを含む。)の日の属する月から起算して5年間とし、各年度ごとに、前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間に支払った災害復旧資金に係る支払利息について申請するものとします。								
補助率及び利子補給対象借入限度額	補助率は、次の各融資金額区分ごとに算出した額とし、100円未満は切り捨てるものとします。なお、1事業者の利子補給対象借入限度額は1,500万円とします。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>融資区分</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下</td> <td>年 1.80%</td> </tr> <tr> <td>200万円超 600万円以下</td> <td>年 1.35%</td> </tr> <tr> <td>600万円超 1,500万円以下</td> <td>年 0.90%</td> </tr> </tbody> </table> ※補助率が融資利率を上回る場合の補助率は融資利率と同率とします。	融資区分	補助率	200万円以下	年 1.80%	200万円超 600万円以下	年 1.35%	600万円超 1,500万円以下	年 0.90%
融資区分	補助率								
200万円以下	年 1.80%								
200万円超 600万円以下	年 1.35%								
600万円超 1,500万円以下	年 0.90%								
申請書提出先	商工振興課に、補助計算期間(前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの翌年の2月5日まで)に提出してください。								
申請書類	申請時必要な書類は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業災害復旧資金利子補助金交付申請書(第1号様式(第5条関係)) ・中小企業災害復旧資金利息支払証明願(第2号様式(第5条関係)) ・災害により被害を受けたことの市町村長、消防署長等の証明書又は証明書の写し ・事業報告書(第3号様式(第5条関係)) ・市長が必要と認める書類 								

■霧島市中小企業経営改善促進助成金

目的	電気料金等の値上げ、消費税増税に伴う原価高騰等により、中小企業の事業者にとって更なる負担増が見込まれることから、その経営の改善を図るため、霧島市商工業資金利子補給補助金交付規則に基づく制度資金借入事業者のうち、一定の要件を満たす事業者に対し助成を行い、中小企業の経営改善を図ることを目的としています。
補助対象となる制度資金	霧島市商工業資金利子補給補助金と同一とし、下記に該当する事業者を対象とします。 1.直近の決算年度の売上高が前年度に比較し 10 パーセント以上減少している事業者 2.制度資金の借入れに対し、商工会議所又は商工会が経営改善指導を行い、かつ、経営改善に積極的な取組が認められると推薦する事業者
補助対象期間	助成金は、単年度補助とし、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間に融資を申し込み、交付の決定を受けた事業者に対し交付します。
補助率及び利子補給対象借入限度額	霧島市商工業資金利子補給補助金の補助金と同額とします。
申請書提出先	補助対象となる制度資金を利用した際に窓口となった商工会議所又は商工会
申請書類	提出していただく書類等については以下のとおり。 ※申請書類については商工会議所及び商工会にあります。 ・委任状(商工会議所及び商工会が一括して申請等を行なうため必要になります) ・直近の決算年度の売上高が前年度に比較して 10 パーセント以上減少していることが分かる書類
提出期間	商工会議所、商工会の定める日までに申請して下さい。

■霧島市商店街活性化事業補助金

目的	本市商工業の活性化を図るため、予算の範囲内において交付する霧島市商店街活性化事業補助金について必要な事項を定め、もって本市の商工業の振興及び整備に寄与することを目的とする。
補助対象者	補助対象者は本市内各通り会等の会長とします。なお、通り会とは、次の各号のいずれにも該当する者とします。 1. 小売業・飲食業・その他サービス業等の店舗により、ほぼ連続した形で商店街が形成されている通りの商店主等で組織された団体 2. 会員の総意に基づく会則・規則等が整備されていること 3. 会員の総意に基づく予算書・決算書等が調整され、健全な運営が継続してなされていること 4. 役員体制が確立されていること
申請窓口	商工観光部 商工振興課 ※申請にあたっては、事前に担当課窓口までご相談ください。

補助対象事業等	<p>計画策定・イベント事業 イベント若しくは施設整備事業の計画策定のために開催される勉強会、研修会等又はイベントの実施に要する費用で適當と認められるもの(ただし、初年度限りの補助とする) 補助限度額:1通り会1事業あたり 60 万円</p> <p>施設整備事業 街路灯及びイルミネーション等の新設、又は修繕に要する費用で適當と認められるもの。(ポンサー付広告灯・防犯灯については補助対象外) 補助限度額:1通り会1事業あたり 600 万円</p>
補助率	50%以内(国・県の補助事業との併用も可能としてしています。詳しくはお問い合わせください。)

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

霧島市役所 商工観光部商工振興課 TEL 0995-45-5111(内線 2511・2512)

● いちき串木野市

■いちき串木野市商工振興資金利子補助制度

目的	商工会議所や商工会を通じて県や日本政策金融公庫などの制度資金を借り入れた中小企業者の経営の安定化のため、利子の 1.2% (上限 30 万円)を補助する。
対象となる制度資金	<p>(1)いちき串木野商工会議所又は市来商工会を通じて借り入れたものであること。</p> <p>(2)借入額が 100 万円以上で、かつ、事業経営に必要な運転資金又は設備資金として借り入れたものであること。</p> <p>(3)借入期間が3年以上であること。</p> <p>(4)次の制度資金であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県信用保証協会の保証を受けた鹿児島県中小企業融資制度資金 ・日本政策金融公庫制度資金 ・商工貯蓄共済融資制度資金 <p>※制度資金の借換えの場合について</p> <p>新たに借り入れた制度資金の額が借換えによって返済した制度資金の元本額を超過する場合に限り、当該超過額が対象となります。</p> <p>例) 当初 1,000 万円借入。返済で元本額が 600 万円までになった。借換で 1,000 万円借りたとしたら 600 万円を越える 400 万円が対象となる。</p>
補助対象事業等	<p>本制度資金を借り入れた者であって、次のいずれにも該当するものとします。</p> <p>(1)市内に住所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第2条に規定する中小企業者</p> <p>(2)市税の滞納がない者</p>

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

いちき串木野市役所 水産商工観光課 TEL 0996-33-5638 FAX 0996-32-3124

産業経済課 TEL 0996-21-5124 FAX 0996-36-3092

● 南さつま市

■南さつま市中小企業小口資金融資制度

目的	市内の中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定めるものをいう。)の事業に必要な小口資金を融資し、もって中小企業の振興を図ることを目的とする。
取扱金融機関	次の各号に掲げる市内の区域に応じ、それぞれ当該各号に掲げる市に所在する鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島相互信用金庫、鹿児島信用金庫又は鹿児島興業信用組合の支店を通じて行うものとする。 (1) 坊津地域 南さつま市又は枕崎市 (2) 金峰地域 南さつま市又は日置市(同市吹上町の地域に限る。) (3) 前2号以外の地域 南さつま市
融資対象者	(1) 市内に住所を有し、原則として同一業種(鹿児島県信用保証協会(以下「協会」という。)の保証対象業種に限る。)の事業を引き続き1年以上経営している中小企業者であること。 (2) 融資申込みのときまでに納期の到来している市税を完納していること。
資金使途	経営資金
限度額	1企業あたり500万円以内
融資の期間	7年以内(うち、据置き6か月以内)
融資の利率	鹿児島県中小企業制度資金融資要綱(昭和47年鹿児島県告示第1218号)別表第1中小企業振興資金の項中に定める利率
償還の方法	一括(融資期間1年以内の融資に限る。)又は分割返済
連帯保証人	法人の代表者。ただし、協会が他に必要と認める場合は、協会が認める者の中から立てるものとする。
融資申込み	融資を受けようとする者は、小口資金借入申込書に市税納税証明書及び取扱金融機関が必要とする書類を添え、毎月10日までに管轄する商工会議所又は商工会(以下「商工会議所等」という。)に申し込むものとする。
その他	この制度による融資については、すべて協会の信用保証に付するものとし、保証料は、協会の定めるところによる。

■南さつま市中小企業借入金信用保証料補助金

目的	市内の中小企業者が金融機関から融資を受けた資金に係る信用保証料の負担の軽減を図り、もって市内中小企業の育成強化及び商工振興に寄与することを目的とする。
信用保証料の補助	本市に1年以上住所又は事業所を有し、現に事業を営む者で、次の各号に掲げるものに対し、当該各号に規定する資金に係る信用保証料に相当する額を補助するものとする。 (1) 南さつま市中小企業小口資金を借り入れた者
補助金の申請	補助金の申請をしようとする者は、融資資金を借り入れた日から3か月以内に信用保証料補助金交付申請書を商工会議所又は商工会を通じて市長に提出しなければならぬ

	い。
補助金の請求	補助金の交付決定を受けた者は、補助金交付決定通知書の写しを添付し、商工会議所又は商工会を通じて、速やかに市長に請求しなければならない。

■南さつま市商工振興資金利子補給補助金

目的	商工業者の経営の安定を図り、もって市内商工業の育成及び振興に寄与することを目的とする。
補助対象	<p>次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、制度資金の借換えの場合にあっては、新たに借り入れた制度資金の額が借換えによって返済した制度資金の元本額を超過する場合に限り、当該超過額を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 商工会議所又は商工会(以下「商工会議所等」という。)を通じて借り入れたものであること。 (2) 事業経営に必要な運転資金又は設備資金として借り入れたものであること。 (3) 借入期間が3年以上であること。 (4) 県信用保証協会の保証を受けた県中小企業融資制度資金、日本政策金融公庫制度資金又は商工貯蓄共済融資制度資金であること。
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市内に住所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に規定する小規模企業者 (2) 商工会議所等の会員 (3) 市税の滞納がない者
補助対象となる制度資金の融資実行期間	補助の対象者が補助を受けようとする年度(以下「補助年度」という。)の前年度の1月1日から補助年度の12月31日までの期間に融資の実行を受けたものとする。
補助金額及び交付限度額	補助金の額は、前条の借入期間に借り入れた制度資金の額に2%(借入利率が補助率を下回る場合にあっては、当該借入利率)を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、一補助年度における補助金の額は、50万円を限度とする。
補助金の交付申請	<p>補助金の交付を受けようとする者は、商工会議所会頭又は商工会長を代理人として委任し、商工会議所会頭等は、商工振興資金利子補給補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。なお、補助金交付申請の提出期限は、補助年度の3月31日とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 委任状 (2) 金融機関が発行する借入金明細証明書 (3) 補助金申請額明細表

■南さつま市企業立地促進補助金

目的	本市内に事業所を新設し、若しくは増設し、又は既存の事業所を移転しようとする者に対し、企業立地を促進するため補助金の交付措置を行い、もって本市における産業の振興及び雇用の増大を図ることを目的とする。
----	--

補助の対象	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、ソフトウェア業、研究開発施設、4年制大学及び特定民間施設を新設、増設及び移設をした者で、次のいずれにも該当するものとする。ただし、南さつま市及び南さつま市土地開発公社が所有する土地を取得した場合は、補助対象者としない。 (1) 事業所の用に供する土地を取得した後3年以内に当該土地で事業所の操業を開始していること。 (2) 取得した事業所用地の総面積が2,000平方メートル(増設の場合は、1,000平方メートル)以上であること。 (3) 工場立地法(昭和34年法律第24号)に基づく工場適地、農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)に基づく工業導入地区又は市の誘致企業としての立地協定に基づく誘致地区に設置されるものであること。 (4) 事業所の雇用者数が、事業所の操業開始時において10人(増設及び移転の場合にあっては、雇用者増5人)を超えるものであること。 (5) 南さつま市公害防止条例(平成17年南さつま市条例第82号)その他の関係法令に違反していないこと。
補助金の額	対象事業者が新たに取得した土地のうち、市長が事業所の用に供したと認める土地の取得価格(取得価格には造成費を含むものとし、既設の事業所を廃止し、当該事業所の存する敷地から別の敷地に移転する場合にあっては、既存の事業所用地の適正な評価額を控除して得た額とする。)の100分の30(増設及び移転の場合は、100分の20)に相当する額を事業所用地取得補助金として交付する。補助金の限度額は、4,500万円とする。ただし、増設及び移転にあっては、2,000万円とする。
補助金の申請	補助金を受けようとする事業者は、あらかじめ新設、増設又は移転しようとする事業所の施設ごとに市長に申請し、指定を受けなければならない。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

薩摩川内市役所 商工振興課 TEL 0996-23-5111(内線 4321・4323)

● 志布志市

■緊急商工業資金利子補給金

目的	商工業の体质強化及び経営の安定を図ることを目的としています。
対象者	商工会法(昭和35年法律第89号)第2条に規定する商工業者で、次の各号のいずれにも該当するもの (1)市内に本社を有する者 (2)志布志市商工会に加入している者 (3)市税を滞納していない者
対象となる制度資金	志布志市商工会を通じて融資を受けた後に掲げる制度資金の利子 (1)鹿児島県制度資金 (2)株式会社日本政策金融公庫資金 (3)商工貯蓄共済制度資金(積立金の範囲内の資金を除く)

補助金額	平成 22 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に受けた融資につき、同年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間の融資利率年 1 パーセント以内の額(算定した緊急商工業資金利子補給金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。) 限度額 300,000 円
-------------	--

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

志布志市役所 港湾商工課 TEL 099-474-1111

● 奄美市

■奄美市大島紬販路開拓資金融資

補助の目的	大島紬の販路開拓を進め、産地在庫の適正化を図るとともに、大島紬販売業者の経営の合理化とその安定を図るために必要な運転資金を融資することにより、大島紬の振興発展と産地体制の確立を促進することを目的とする。
融資対象	融資の対象は、次の要件を備える大島紬販売業者及び大島紬販売業を営む団体とする。 (1) 奄美市内に住所を有する者であること (2) 大島紬販売業を営み、中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)第 3 条に規定する組合であること (3) 前号に規定する組合の組合員(以下「組合員」という。)であること
転貸融資	組合員に対する融資は、組合の転貸により行うものとする
資金の使途	資金の使途は、新規販路の開拓事業、共販事業及び在庫調整に必要な運転資金並びに組合員の事業運営に必要な運転資金とする
融資の条件	商工中金が行う融資の条件は、次に掲げるとおりとする。 (1) 融資の限度額 商工中金 6 億円以内 (2) 融資期間 1 年以内 (3) 利率 年 1.875% (4) 償還方法 一括又は分割償還 (5) 担保等 商工中金の定めるところによる 商工中金を通じて組合が転貸により行う融資の条件は、次に掲げるとおりとする。 (1) 融資の限度額 1 組合員当たり 2,000 万円 (2) 融資期間 1 年以内 (3) 利率 年 2.375% (4) 償還方法 一括又は分割償還 (5) 担保等 組合が指定する受取手形(商業手形の割引きを含む。)、不動産担保及び商品担保とする。

■奄美市企業立地助成・奨励金等

目的	企業に対し、特に必要と認められる助成措置及び便宜供与を講じることにより、企業の育成及び誘致を促進し、もって奄美市産業の振興と雇用の増大を図ることを目的とする。 業種:水産養殖業、製造業、情報サービス業、試験研究の業務
-----------	---

助成措置	<p>(1) 用地取得助成金の交付 企業施設の設置又は拡張若しくは移転に必要な土地の取得に要した経費に対する助成金の交付</p> <p>(2) 企業施設設置奨励金の支給 企業施設の建設に要した経費に対する奨励金の支給</p> <p>(3) 雇用奨励金の支給 新規地元雇用者の雇用に対する奨励金の支給</p> <p>(4) 緑化奨励金の支給 緑化の整備に要した経費に対する奨励金の支給</p> <p>(5) 事業所賃借料助成金の支給 情報サービス施設設置のため事業所の賃借に要する経費に対する助成金の支給</p> <p>(6) 通信回線使用料助成金の支給 情報サービス施設において事業の用に供する通信回線使用料に対する助成金の支給</p> <p>(7) 研修助成金の支給 情報サービス施設において新たに雇用される地元雇用者の研修に要する経費に対する助成金の支給</p>
申請の要件	<p>助成措置の申請をすることができる企業者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 企業の進出にあっては、次のいずれにも該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 企業用地を取得した日(分割して取得した場合にあっては、当該企業用地の一部を最初に取得した日とする。)若しくは情報サービス施設の設置に当たり事業所を賃借した日から2年以内に操業を開始している者又は企業用地取得日前に市内で操業を開始している者のうち操業開始後2年以内の者 2. 企業の進出に伴う設備投資額(用地取得費を除く。)が 2,000 万円以上であること 3. 新規地元雇用者の数が企業の操業開始の日において8人以上であること 4. 鹿児島県公害防止条例(昭和46年鹿児島県条例第41号)その他法令に違反していないこと 5. 市の誘致企業として立地協定を締結し、当該協定に定める義務が履行されていること <p>(2) 企業の高度化にあっては、次のいずれにも該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 企業の高度化に伴う操業を開始している者のうち操業開始後2年以内の者 2. 企業の高度化に伴う設備投資額(用地取得費を除く。)が 1,500 万円以上であること 3. 新規地元雇用者の数が企業の高度化に伴う操業開始の日において3人以上であること 4. 鹿児島県公害防止条例その他法令に違反していないこと 5. 市の育成企業として認定を受けていること <p>※用地取得助成金の交付申請をすることができる企業者は、企業用地を取得した日(分割して取得した場合にあっては、当該企業用地の一部を最初に取得した日とする。)から2年以内に操業を開始している者又は企業用地取得日前に操業を開始している者のうち操業開始後2年以内の者とする。</p>
助成措置の種別 助成金等の額	<p>用地取得助成金 用地取得助成金の交付額は、次に掲げる額に 10 分の1を乗じて得た額のいずれか低い額とする。</p> <p>(1) 企業が企業用地の取得に要した額及び当該企業用地の改修又は造成に要したものと市長が認めた額の合計額</p>

- (2) 企業の取得した企業用地の面積が当該企業用地に建設する建物の延べ面積に10分の50を乗じて得た面積を超える場合は、当該建物の延べ面積に10分の50を乗じて得た面積の取得額に相当する額
用地取得助成金の交付額は、1,000万円を限度とする。

企業施設設置奨励金

企業施設設置奨励金の支給額は、次に掲げる額とする。

- (1) 企業施設のうち、水産養殖施設の設置又は拡張若しくは移転に必要な施設については、当該施設の面積(内陸部に設けた部分に限る)に1m²当たり1万円を乗じて得た額
- (2) 企業施設のうち、工場の設置又は拡張若しくは移転が必要な施設については、当該工場の床面積に1m²当たり1万円を乗じて得た額
- (3) 企業施設のうち、情報サービス施設及び研究開発施設(以下「研究所等」という。)の設置又は拡張若しくは移転が必要な施設については、当該研究所等の床面積に1m²当たり3万円を乗じて得た額

企業施設設置奨励金の支給額は、1,000万円を限度とする。

雇用奨励金

雇用奨励金の支給額は、新規地元雇用者の数(※)に、12万円を乗じて得た額とする。ただし、地域雇用開発促進法(昭和62年法律第23号)の規定により地域雇用開発助成金の支給対象となった新規地元雇用者の数を除くものとする。

雇用奨励金の支給総額は、2,000万円を限度とする。

※新規地元雇用者の数とは、操業開始の日(操業開始の日前3月以内に雇用された者を含む。)から1年を経過した日までを初年度とし、3年度の初日までに雇用された者の数で、既に雇用奨励金の支給対象となった者の数を控除した数とする。

緑化奨励金

緑化奨励金の支給額は、次に掲げる額とする。

- (1) 企業施設のうち、工場を主体とする企業にあっては、緑化面積1m²当たり1,500円を乗じて得た額
- (2) 企業施設のうち、研究所等を主体とする企業にあっては、緑化面積1m²当たり3,000円を乗じて得た額

前項に規定する緑化奨励金の支給対象となる面積は、用地取得助成金の交付対象となる面積に10分の8を乗じて得た面積の範囲内とする。

緑化奨励金の支給額は、300万円を限度とする。

事業所賃借料助成金

事業所賃借料助成金の支給額は、情報サービス施設設置のための事業所の賃借に要した費用から敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除いた額の4分の1に相当する額とする。ただし、操業開始の日から3年間に要した費用に限る。

通信回線使用料助成金

通信回線使用料助成金の支給額は、情報サービス施設において事業の用に供するため支払った通信回線に係る使用料の4分の1に相当する額とする。ただし、操業開始の日から3年間に要した経費に限る。

	<p>研修助成金</p> <p>研修助成金の支給額は、情報サービス施設において新規地元雇用者に対する研修に要した費用として、新たに雇用される1人につき5万円を上限とする。ただし、操業開始の日から3年間に要した経費に限る。</p> <p>(研修等助成金の合計額)</p> <p>支給される助成金の1年間の合計額は、1,500 万円を限度とし、かつ、支給総額は、4,500 万円を上限とする。</p>
--	---

■奄美市中心商店街活性化資金等保証料補助制度

目的	中心商店街における事業者が、県の融資制度等を活用して事業資金を調達するにあたり、保証機関の保証料に対し補助金を交付することにより、円滑な事業資金の調達を促進する。
補助対象融資	鹿児島県中小企業融資資金の内、奄美群島開発基金が保証する全ての融資制度で、平成 23 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに融資を受けたもの。
補助対象金額	一括して前納した保証料の全額(限度額 30 万円)
補助対象者	①中心商店街及び区画整理事業内に事業所を有する者。 ②中心商店街への出店を行うために融資を受けた者。

■奄美市中小企業災害復旧資金利子補助

目的	平成 22 年 10 月 20 日からの奄美地方における大雨災害、平成 24 年 9 月 15 日からの台風 16 号災害及び平成 24 年 9 月 29 日からの台風 17 号災害により被害を受けた中小企業者及び組合が、奄美市長の罹災証明を受け災害発生の日から概ね 6か月以内(平成 24 年災害については平成 25 年 9 月 30 日)において災害復旧の目的で借入申し込みを行った対象資金に対し奄美市が利子補助金を交付する。								
補助対象資金	<ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫災害復旧貸付 ・商工組合中央金庫災害復旧貸付 ・鹿児島県緊急災害対策資金 								
補助対象経費	補助金の申請手続きを行う年度の前年度 1 月 1 日から当該年度 12 月 31 日までの間に金融機関に支払った補助対象資金に係る支払利息で、補助対象期間は 5 年。 ※延滞利息は対象としない								
補助対象者	奄美市に事業所を有する中小企業者及び組合。ただし、市税の滞納がない者。								
補助対象限度額	中小企業者一人当たり融資金額のうち 1,500 万円								
補助率	<table border="1"> <tr> <td>融資額</td> <td>補助利率</td> </tr> <tr> <td>200 万円以下</td> <td>年利 1.8%</td> </tr> <tr> <td>200 万円超 600 万円以下</td> <td>年利 1.35%</td> </tr> <tr> <td>600 万円超 1,500 万円以下</td> <td>年利 0.90%</td> </tr> </table>	融資額	補助利率	200 万円以下	年利 1.8%	200 万円超 600 万円以下	年利 1.35%	600 万円超 1,500 万円以下	年利 0.90%
融資額	補助利率								
200 万円以下	年利 1.8%								
200 万円超 600 万円以下	年利 1.35%								
600 万円超 1,500 万円以下	年利 0.90%								

■奄美市中心商店街及び末広・港地区店舗等併用住宅建設促進事業

目的	末広・港地区画整理事業区域内において、店舗の建て替えを促進し、商業集積を維持するとともに、まちなか居住の促進を図る。
補助内容	末広・港地区画整理事業区域内において、建築物の低層階(1階)に特定の店舗を建設するとともに、2階以上に特定の住宅を建築した者に対し、売り場面積 1 m ² あたり 2 万円の支援を行う。(補助限度額 300 万円)
対象区域	中心商店街及び末広・港地区画整理事業の区域内。

補助対象者	対象区域内で店舗等併用住宅を建設する民間事業者等。
補助対象限度額	中小企業者一人当たり融資金額のうち 1,500 万円
対象要件	<p>整備する住宅の要件</p> <p>①当該住宅の床面積が、50 m²以上であること。 ②2以上の居住室を有すること。 ③住戸設備（水洗便所、浴室、台所、洗面設備など）が専用であること。</p> <p>整備する店舗の要件</p> <p>①周辺地域の風紀等への影響を及ぼす恐れのある店舗を入居させないこと。 ②店舗部分に独立してトイレを備えること。 ③店舗棟と住戸部分は個別に使用できる形態となっていること。 （住居と一体となっていないこと。）</p> <p>建築物及び敷地の基準</p> <p>①耐火建築物又は準耐火建築物であること。 ②4階以上の建物には、エレベーターを設置すること。</p>

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

奄美市役所 商工観光部 商水情報課 TEL 0997-52-1111(内線 1424)

● 垂 水 市

■中小企業等への融資・助成・補助制度

融資制度については下記連絡先にお電話等でお問い合わせください。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

垂水市役所 商工観光課 TEL 0994-32-1111 (内線 266)

● 南 九 州 市

■商工振興資金利子補給補助金

○目的

市内商工業者の経営の安定のため、制度資金の借入者に対し、利子補給補助金を交付することにより、商工業の育成及び振興を図ることを目的とする。

○補助対象者

次の各号のすべてを満たしている者とする。

- (1) 市内に 1 年以上継続して住所又は事業所を有している中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）に基づく中小企業者で、市内の商工会に加入していること。
- (2) 商工会の金融斡旋に基づくこと。
- (3) 市税等の滞納がないこと。

○補助対象となる制度資金

次の各号に掲げる制度資金で、借入期間が3年以上の事業資金とする。ただし、借換えに相当する借入額は、対象としない。

- (1) 鹿児島県中小企業制度資金
- (2) 日本政策金融公庫制度資金
- (3) 商工貯蓄共済融資制度資金

○補助率及び交付限度額

補助率 利子補給 借入金額の1.5%以内
補助限度額 30万円

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

南九州市役所 総務部商工観光課 TEL 0993-83-2511（内線2061） FAX 0993-83-4658

● 姶良市

■商工業育成資金補給制度

○目的

市内の商工業者が、事業に必要な設備を整備するため、長期的な資金を金融機関から借り入れたことに対し、商工会を通じて申請し1年に限り補給補助金の交付を受けられます。

対象設備は店舗改装・機械備品(車両は除く)の購入等事業経営に必要な設備(用地費は除き、造成費は対象とする)をいいます。ただし住居部分については対象外とします。

対象資金は、商工会の金融あっせんに基づくもので、県制度資金の設備資金、国民金融公庫の普通貸付設備資金とし、補給対象事業の1件当たりの最高限度額を3,000万円とし、返済期間5年以上のものとします。補給率は補給対象事業額の2%とします。

○対象事業者

- (1) 市内に6か月以上継続して住所及び事業所を有している
- (2) 商工業者である
- (3) 市税を完納している世帯

○申請

商工会を通しての申請

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

姶良市役所 商工観光課 商工観光係 TEL 0995-66-3111（内線282）

■企業誘致と優遇制度

○目的

一定の要件を満たし姶良市に立地した企業へ、用地取得額及び地元雇用者数に応じて、補助金が交付されます。

○姶良市企業立地促進条例

補助金内容	要件等
①用地取得費補助金 土地取得費の30%以内 (限度額) 雇用者数5人以上20人未満 2,000万円 雇用者数20人以上50人未満 3,000万円 雇用者数50人以上 6,000万円	①工業生産施設等に供する新たな土地を取得し、当該施設用地に工業生産施設等を新設、増設又は移転した事業者及びリース業者 ②用地取得面積が1,500m ² 以上で用地取得後3年以内の操業開始 ③雇用者5人以上 ④市との立地協定の締結 ⑤建設及び操業にあたって、公害防止に関する法令等その他関係法令等に違反していないこと。
②雇用促進補助金 地元雇用者数×20万円 地元雇用者が障害者であるときは10万円加算 (限度額) 500万円	

○固定資産税の課税免除の措置

製造業等の用に供する生産設備等を新設又は増設した場合は、固定資産税の課税免除の適用が受けられます。

○姶良市工業開発促進条例

固定資産税の減免等	対象業種	設備等の取得価格（要件）
市内全域 3年間の課税免除	市内全域 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、試験研究設備	市内全域 製造業 2,500万円 流通業 3,000万円 研究開発施設 5,000万円
過疎地域 3年間の課税免除	過疎地域 製造業、コールセンター	過疎地域 2,700万円

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

姶良市役所 商工観光課 企業振興係 TEL 0995-66-3111 (内線 283)

● さつま町

■さつま町旅館業等施設整備事業費補助金

目的	町内において旅館業等を営む者に施設整備への支援を行い、宿泊施設の整備充実と本町の観光振興に寄与することを目的とする。
補助対象となる事業	1. 補助対象事業は、旅館業等及び共同利用施設の建物の新築若しくは増改築 若しくは改装又は温泉施設（備品等を除く。）の整備をいう。 2. 共同利用施設の整備において、複数の出資者の中に町税等の滞納者が含まれる場合は、補助対象事業として採択しないものとする。
補助対象者	① 町内において、旅館業等を営む者又は営もうとする者。 ② 町税等を完納している者。

	<p>③ 過去に本補助金を受けた者については、5年以上経過した者。</p> <p>④ 共同利用施設を整備する場合において、複数の出資者の中に①に規定する以外の者が含まれている場合は、当該者を除いた者を補助金の交付対象者とする。</p>
補助金の額	補助金の額は、当該事業費の20万円超過分の30%以内で、限度額は100万円です。当該補助対象となる経費が国県等の補助対象等となっている場合は、交付しない。

■さつま町小売業等店舗整備支援事業費補助金

目的	小売業等を営む中小企業者の店舗の整備を支援することにより、中小企業及び商店街の振興に寄与することを目的とする。
補助対象者	<p>① 資本の額又は出資の総額が5,000万円以下の法人並びに常時使用する従業員の数が50人以下の法人若しくは個人の方</p> <p>② 商工会の会員で町内に住所及び当該店舗を有する方</p> <p>③ 補助対象業種を3年以上現に営んでいる方で、補助事業実施後も引き続き同一事業を営む方。</p> <p>④ 町税等を完納している方。</p> <p>⑤ 過去に本補助金を受給した方については、前回から5年以上経過をした方。</p>
補助対象業種	補助対象となる店舗の業種は、小売業、飲食業（交遊飲食業は除く。）及びサービス業（日常の社会生活において広く一般的に利用されているサービス業に限る）等（業種については、ホームページ参照）。
補助対象となる事業	補助対象は、店舗の外装、内装に係る建築工事費のみとし、設備備品等の整備、購入費等は含みません。
補助率	事業費の20万円を超過した分の30%以内 (※ 算出額の1,000円未満の端数は切捨てます。) ただし、国県等の補償費等の交付がある場合は、店舗整備事業費からその額を控除した額を補助する。
助金限度額	50万円

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

さつま町役場 商工観光課 商工振興係 TEL 0996-53-1111(内線 2241)



平成 25 年度組合関係税制の概要

I

組合に関する税制の概要

中小企業等協同組合、商工組合、協業組合、商店街振興組合及び生活衛生同業組合等に対しては、会社に対する場合と違って、税制上の優遇措置がとられています。

しかし、これらの組合でもその種類、内容の相違によって課税上の取扱いが異なっており、法人税法上の取り扱いの相違によって組合を大別すると、次のようなグループに分けることができます。

【事業協同組合等】

このグループに属する組合は、事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、出資商工組合、出資商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、出資生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び出資生活衛生同業組合連合会です。

これらの組合は、いずれも出資制をとり、いわゆる経済事業を実施することのできる組合ですが、法人税法では「協同組合等」として扱われ、法人税率その他各種の特典が与えられています。

【非出資組合】

このグループに属する組合は、非出資制をとる商工組合、商工組合連合会、生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会です。

これらの組合は、経済事業を行わずその事業が業界全体の改善発達を図ることを主とするなど公益性のあるところから、法人税法では「公益法人等」として扱われ、法人税をはじめ地方税の多くのものが非課税となっています。

【企業組合及び協業組合】

企業組合及び協業組合は、その組織・事業形態等に会社と類似する面があるなどの理由から、法人税法では「普通法人」として扱われ、例外はあるものの概ね会社と同様に課税されます。

また、法人税法の特例を定めた租税特別措置法では、政策目的実現の観点から法人税法とは異なる独自の組合の範囲を設定し課税の特例の適用対象としているほか、地方税法でも各税目の中の特別措置ごとに対象となる組合を設定しています。

グループ別に税法別の取扱い及び特別措置の概要を示すと、次のとおりです。

これらは、概ね組合にのみ適用されるものですが、これら以外の事項については一般法人に対する税制がそのまま組合にも適用されます。したがって、組合は、組合にのみ適用される税制とともに、一般税制及び組合にも適用される一般的な特別措置、あるいは組合職員の給与等についての所得税法の規定なども充分研究し、税務処理に遺漏のないようにすべきです。

1. 事業協同組合等

〔法人税〕

- ① 税率の軽減（法人66条、法人令8条）
- ② 加入金の益金不算入（法人22条、2条）
- ③ 事業利用分量配当の損金算入（法人60条の2）
- ④ 賦課金の仮受金経理（基通（法）14-2-9）
- ⑤ 火災共済協同組合、出資生活衛生同業組合及びこれらの連合会の異常危険準備金の損金算入（租特57条の5）
- ⑥ 生命傷害共済事業に係る責任準備金及び支払準備金の損金算入（個別通達（法）昭51.4.13直法2-11）
- ⑦ 中間申告書の提出不要（法人71条）
- ⑧ 中小企業等の貸倒引当金の特例（租特57条の10、租特令33条の9）

〔登録免許税〕

組合の設立、代表理事の変更その他中協法など当該組合の根拠法に基づく登記：非課税（登録別表第1-24号）

〔印紙税〕

- ① 信用協同組合・同連合会を振出人又は受取人とする約束手形及び為替手形：200円（印紙別表第1-3号、印紙令22条）
- ② 出資証券：非課税（印紙別表第1-4号、印紙令25条）
- ③ 定款：非課税（印紙別表第1-6号）
- ④ 受取書：組合が組合員に発行するもの及び組合員が組合に発行する受取書並びに営業に関しない受取書：非課税（印紙別表第1-17号、基通（印）別表1-17号文書21）
- ⑤ 信用協同組合・同連合会の作成する預貯金通帳：非課税（印紙別表第1-18号、印紙令27条）
- ⑥ チケット発行事業のクーポン券：非課税（基通（印）別表第1課税物件、課税標準及び税率の取扱い）

〔事業税〕

特別法人として軽減税率が適用（地方72条の24の7）。

なお、平成16年度より、外形標準課税が導入されたが、特別法人については、所得割のみで、付加価値割及び資本割は課されない。

（注）出資金が1億円を超える企業組合及び協業組合については、付加価値割及び資本割が課税される。

〔固定資産税〕

- ① 事務所及び倉庫（敷地を除く。）：非課税（信用協同組合・同連合会を除く。）（地方348条4項、個別通達昭27.8.29自丙税発7号「事務所及び倉庫の範囲について」）
- ② 独立行政法人中小企業基盤整備機構法により、都道府県又は同機構から資金の貸付を受けて取得した1台・1基330万円以上の機械・装置の課税標準は、3年度に限り、取得価格の2分の1（事業協同小組合、商工組合連合会、商店街振興組合・同連合会、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合・同連合会を除く。）（地方349条の3-4項、地方令52条の2の2、地方規則11条）。

2. 非出資組合

〔法人税〕

収益事業から生じた所得以外の所得：非課税（法人7条）

〔登録免許税〕

組合の設立、代表理事の変更その他中団法など当該組合の根拠法に基づく登記：非課税（登録別表第1－24号）

〔印紙税〕

- ① 定款：非課税（印紙別表第1－6号）
- ② 受取書：組合員に発行するもの及び組合員が組合に発行する受取書並びに営業に関しない受取書：非課税（印紙別表第1－17号、基通（印）別表1－17号文書21）

〔住民税〕

道府県民税、市町村民税は、均等割課税のみ（地方24条5項、52条、294条7項、312条）。

〔事業税〕

収益事業から生じた所得以外の所得：非課税（地方72条の5）

〔固定資産税〕

事務所及び倉庫（敷地を除く。）：非課税（地方348条4項、個別通達昭27.8.29自丙税発7号「事務所及び倉庫の範囲について」）

3. 企業組合及び協業組合

〔法人税〕

- ① 普通法人として課税（法人2条、66条）
- ② 加入金の益金不算入（法人22条、2条、法人令8条）

〔登録免許税〕

組合の設立、代表理事の変更その他中協法など当該組合の根拠法に基づく登記：非課税（登録別表第1－24号）

〔印紙税〕

- ① 出資証券：非課税（印紙別表第1－4号、印紙令25条）
- ② 定款：非課税（印紙別表第1－6号）
- ③ 受取書：組合が組合員に発行するもの及び組合員が組合に発行する受取書並びに営業に関しない受取書：非課税（印紙別表第1－17号、基通（印）別表1－17号文書21）

〔事業税〕

普通法人として課税（地方72条の24の7）。

〔固定資産税〕

- ① 協業組合の事務所及び倉庫（敷地を除く。）：非課税（地方348条4項）
- ② 協業組合が独立行政法人中小企業基盤整備機構法により、都道府県又は同機構から資金の貸付を受けて取得した1台・1基330万円以上の機械・装置の課税標準は、3年度に限り、取得価格の2分の1（地方349条の3－4項、地方令52条の2の2、地方規則11条）。

II

組合に関する特別税制

組合に関する特別税制は、前述のように主として事業協同組合等に関するもので、以下に説明するものは、特にその旨ことわりのあるものを除き企業組合及び協業組合には適用されません。

※ 前記「I 組合に関する税制の概要」で説明した以外に説明を要しないものは省略します。

1. 法人税率の軽減【法人66条、99条】

協同組合等は、従来より普通法人と比べて低い法人税率が適用されていましたが、平成24年4月1日から平成27年3月31日までに終了する各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額については、さらに税率の引き下げが行われています（租特42条の3の2）。

協同組合等		企業組合 協業組合		
年800万円以下の所得	年800万円超の所得	出資金1億円以下		出資金1億円超
		年800万円以下の所得	年800万円超の所得	
15%	19%	15%	25.5%	25.5%

【備考】

東日本大震災の復興財源を確保するため、平成24年4月から3年間「復興特別法人税」して、法人税額に10%の加算税が上乗せされます。

2. 加入金の益金不算入（企業組合及び協業組合にも適用）【法人22条、2条16号～17号】

法人税の課税対象となる各事業年度の所得を計算する場合の益金には、「資本等取引」に係るものを含まないことが定められています（法人22条2項）。

「資本等取引」とは、法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引であり（法人22条5項）、「資本金等の金額」とは、資本金の額又は出資金の額以外の資本金等の額の増減額及び当該事業年度の資本金の額又は出資金の額以外の資本金等の額の増減額の合計額とを合計した金額です。

このうち増加項目と増加額に、協同組合等が新たにその出資者となる者から徴収した加入金の額が含まれています（法人令8条）。

したがって、加入金は、資本等取引に係るものに該当し、益金とはなりません。また、企業組合及び協業組合は、上記政令で定める法人として指定されており（法人令8条4項）、この適用を受けることになっています。なお、この加入金とは、持分調整金であって、権利金的なものは含まれないことに注意しなければなりません（基通（法）1-5-2）。

【備 考】

加入金（基通（法）1-5-2）

法人令8条1項4号（資本金等の額）に規定する「加入金」とは、法令若しくは定款の定め又は総会の決議に基づき新たに組合員又は会員となる者から出資持分を調整するために徴収するもので、これを拠出しないときは、組合員又は会員たる資格を取得しない場合のその加入金をいいます。

3. 事業利用分量配当の損金算入【法人60条の2】

事業協同組合等において組合の事業を利用した分量に応じて行う事業利用分量配当は、損金に算入されます。この場合の分配の基準となる組合員の事業利用高は、当期の利用高に限られ、前期以前のものは含まれません。

また、対象となる剰余金は、組合員が組合事業を利用したことによって生じた剰余金に限られ、不動産の売却益や組合事業であっても組合員の利用がないと認められる事業から生じた利益は対象になりません。

事業利用分量配当は、配当という字句が使われていますが、所得税法上の配当所得とは認められず、支払時における源泉徴収及び受領組合員の配当控除は適用されません。

一方、企業組合の従事分量配当については、損金算入が認められていません。組合員が企業組合から受ける従事分量配当は配当所得とされています（所得令62条）、配当に当たっては20%の源泉徴収を行う必要があります（所得182条2号）。

また、協業組合についても、出資配当以外の配当はすべて配当所得とされており（所得令62条）、源泉徴収を行う必要があります。

なお、前期以前の所得の留保額（利益積立金など）に係る事業利用分量配当は、配当所得とされます（個別通達昭44.5.26直審（法）29）。

【備 考】

事業分量配当の対象となる剰余金（基通（法）14-2-1）

法人60条の2第1項1号（事業分量分配金）に規定する事業分量に応ずる分配は、その剰余金が協同組合等と組合員その他の構成員との取引及びその取引を基礎として行われた取引により生じた剰余金から成る部分の分配に限りますので、固定資産の処分等による剰余金、自営事業を営む協同組合等の当該自営事業から生じた剰余金のように組合員その他の構成員との取引に基づかない取引による剰余金の分配は、これに該当しないことに留意する必要があります。

（注）事業分量配当又は従事分量配当に該当しない剰余金の分配は、組合員等については配当に該当します。

4. 賦課金の仮受金経理【基通（法）14-2-9】

教育事業及び指導事業に充てるために賦課した賦課金について、当該事業が翌事業年度に繰り越されたため剰余が生じた場合には、これを翌年度の経費に充当するため仮受金等として経理し、益金に算入しないことができます。したがって、この適用を受ける賦課金の範囲以外の賦課金は、例え賦課金の名称をもっていても適用を受けられないし、また、本制度の適用を受ける賦課金でまかなうべき費用を他の事業収入等でまかない、そのために賦課金に残余がでてもその部分は仮受の対象にならないことになっています。

なお、仮受の対象となる賦課金は教育・指導事業に充てるものに限られているので、それ以外の費用に充てるための賦課金がある場合は、徴収の段階（収支予算）から区分して経理する必要があります。また、一般管理費など共通費として徴収する賦課金については、例えそのなかに教育・指導事業に係るものが含まれていてもそのままでは仮受の対象になりませんが、これを教育・指導事業に区分、配賦すれば対象となります。

【備考】

協同組合等の特別の賦課金（基通（法）14-2-9）

協同組合等が、組合員に対し教育事業又は指導事業の経費の支出に充てるために賦課金を賦課した場合において、その賦課の目的となった事業の全部又は一部が翌事業年度に繰り越されたため当該賦課金につき剰余が生じたときにおいても、その剰余の額の全部又は一部をその目的に従って翌事業年度中に支出することが確実であるため、その支出することが確実であると認められる部分の金額を当該事業年度において仮受金等として経理したときは、これを認めます。

5. 事業税率の軽減【地方72条の24の7】

(1) 対象者

- ① 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）
- ② 出資商工組合・同連合会
- ③ 商店街振興組合・同連合会
- ④ 出資生活衛生同業組合・同連合会、出資生活衛生同業小組合

(2) 標準税率

所得のうち年400万円以下の金額	5 %
所得のうち年400万円超の金額	6.6%

【備考】

一般法人の標準税率

所得のうち年400万円以下の金額	5 %
所得のうち年400万円超800万円以下の金額	7.3%
所得のうち年800万円超の金額	9.6%

特別寄稿 安心・安全を守る

国際的な品質管理基準を取得し 万全の管理体制で安全を確保

鹿児島県鰻魚養殖加工販売協同組合 理事長 奈良千尋 氏
(株式会社奈良 代表取締役会長)

安心・安全を守ることは、すべての企業にとって重要であり、
ひとたび対処を誤ると組織存続の危機を招きます。

本号では、万全の管理体制で鰻、魚の加工販売に取り組んでい
る株式会社奈良代表取締役会長(鹿児島県鰻魚養殖加工販売協同
組合理事長)の奈良千尋氏に寄稿いただきました。



奈良千尋会長

【はじめに】

当社の安全管理体制を説明する前に、株式会社奈良の歴史を簡単に説明致します。

昭和 44 年 7 月	個人創業 [代表者 奈良千尋]
昭和 51 年 2 月	有限会社奈良商店に法人化 (活鰻及び養魚用飼料販売)
昭和 55 年	鰻加工工場建築
昭和 61 年 5 月	本社社屋建築
昭和 63 年 11 月	株式会社奈良に組織変更 鰻加工工場増設
平成 3 年 8 月	魚加工工場新設
平成 6 年 8 月	指宿市字権現迫に養鰻場新設
平成 8 年	ブリの加工開始
平成 16 年 1 月	HACCP(ブリ)認証取得
平成 16 年 6 月	サケ加工工場新設
平成 16 年 12 月	指宿市字三枝に第二養鰻場新設
平成 17 年 12 月	HACCP(鰻)認証取得
平成 18 年 9 月	鰻加工工場移設
平成 19 年 9 月	魚加工工場増設

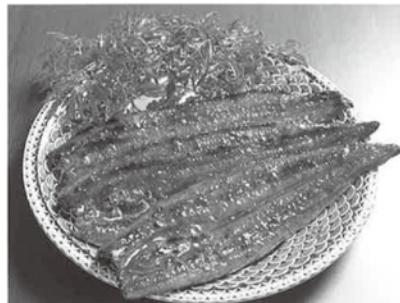
個人創業以来、以上のような変遷を辿っておりますが、当社が取扱う水産物の「安全・
衛生管理」については一貫して万全の体制をとってまいりました。そして、次の社訓を定
め、役職員一同に周知徹底しております。

〈株式会社奈良の社訓〉

- 《遵守》 販売する全ての水産物に関して、食品衛生法並びに関連する法規への遵守を確実にする
- 《努力》 新鮮かつ細心の取扱を施された水産物をお客様の手元にお届けする為に日々努力する
- 《安全》 安全で高品質な食品の提供を目指し、生物・物理・化学的危険の適切な制御を行う

【H A C C P の取得】

当社では、この社訓を常に念頭に置き、消費者の皆様へお届けする商品については、安心・安全であることを第一の目標として生産しております。しかし、最終商品の検査に頼る安全性の判定だけでは将来的に行き詰まるのではないかと判断し、試行錯誤の結果、国内鰻加工業界では未だ少ない国際的な食品の品質管理認証基準である「H A C C P」を取得し、万全の管理体制により高い安全性を確保し盤石の体制で生産に臨むことしました。「H A C C P」は、取扱う商品そのものが安全であることの認証だと自負しております。



【H A C C P システムについて】

H A C C P とは、従来の最終製品の検査に頼る安全性の判定ではなく、自社の製品を深く理解している者（H A C C P チーム）を中心に、全従業員で原料の受入れから出荷までの製造工程の中で食品の安全性に対し危害（生物・物理・化学的）と成り得るものを見つけることにより、危害を最小限に抑えることができるシステムです。

また、このシステムは生産性の向上には寄与しませんが、安全性の向上に伴い製品の付加価値が高まり、他社との差別化ができることや、国際的に認識されているコーデックス規格にも適用される製品を海外に輸出する場合にも必要となる場合があります。

【目標の共有と教育訓練について】

H A C C P システムは、起こり得る危害を未然に予防・駆除するのですが、その性質上目に見えない物や起こり得る危害を制御、管理することになるため、製品の製造や管理に関わる従業員全員が常に同じ認識のもとで継続的に作業することの難しさが一番の課題です。

このことから、H A C C P システムを運用するには従業員全員が食品安全という目標を達成するために、共通認識を持って作業することが求められます。

当社では、従業員の入社時に、“食品安全とは何か”、“食品にとっての危害とは何か”、“危害予防の為には作業中どのように気を付ける必要があるのか”等の教育訓練の実施をはじめ、安定した品質を維持するため、作業に携わる従業員には3カ月に1回程度の定期的な教育を実施しています。

さらに、安全管理の要となる管理職やHACCPチーム員については、外部講師による教育訓練や食品安全に関する各種講習・研修等に参加することにより、一般従業員への指導・教育の質を向上させると共に自身のレベルアップも図っています。

『HACCPチーム員の構成』

【魚加工工場】 リーダー：工場長 サブリーダー：常務、主任
チーム員：主任、一般従業員2名

【鰯加工工場】 リーダー：工場長 サブリーダー：課長、主任
チーム員：主任2名、一般従業員4名



【管理体制の継続的な維持のために】

HACCPチーム員は自社のシステムが効果的に動いているか、また、食品安全についてクレーム、不適合品の発生、製品回収などの問題が無いか、4カ月に1回以上（又は適宜）チーム会議を行い、年に1回は関連する法律、工程、環境等の変更による管理基準やプラン変更の必要性等を考慮し、自社のHACCPプランの見直しを行うことにより、常に食品安全に対し効果的な管理体制のもと、食品の加工・製造を行っています。

【HACCP体制に対する監査について】

内部監査として通年契約をしているコンサルタントにより年に2回、また、外部監査として認証会社により年に1回の監査を実施しています。

また、HACCP認証を受けてから1年目と2年目は維持審査を、3年目は更新審査を継続して実施しています。

この他、食の安全に関する規格（ＩＳＯ等）の専門家ともコンサルタント契約を締結し、年に4～5回程度の監査をはじめ細かい相談や指導を受けながら自社のHACCPプランを構築し運用しています。

【安心・安全をモットーに】

これまで述べてきました通り、食品に求められるのは、まず第一にその安全性であり、必要なことは食品の生産・流通・消費の各段階における安全管理の徹底です。同時に、生産から消費までを連結させた安全管理及び安全の保証システムの構築です。

また、当社においては衛生管理についてもハード面・ソフト面の両方を重要ポイントと考え、製造に関する細かいことでも徹底してチェックしています。その上で専任の品質管理担当とHACCPチームが一丸となり、お客様のニーズに応えるよう万全を期して取り組んでいます。

これからも、役職員一同、品質管理認証基準を遵守し、消費者のことを第一に考え、安全で安心できる商品作りに邁進していく所存であります。



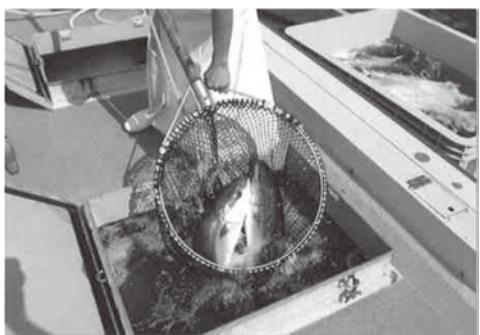
HACCP 認証（鰻）



HACCP 認証（魚）

【衛生管理と品温管理が美味しさの原点】

水揚げされた活魚は速やかに活シメ解体されます。新鮮さを保ったままで全国の食卓へ届けられるように、この段階での衛生管理と温度管理には充分な配慮がなされています。獲れ立てのみずみずしさを消費者の皆様に楽しんでいただけるよう、最高の設備で活きたままの美味しさをパックしてお届けしています。



①搬入
水揚げされた活魚がそのまま搬入されます

②加工
衛生管理・品質管理されたクリーンルームで作業が行われます



③製品
安心・安全な製品づくりを心がけています

【伝統の技術と熟練した職人の技】

鰻の加工工場には、蓄積された技術をフルに活かせるような設備が整っています。伝統と職人の技が融合された工場内は、消費者が安心して食べられるように衛生面にも充分気を配っています。

試験・検査をパスして活場から送ってきた鰻は、割き場で毎日割かれています。「白焼ライン」→「蒸し機」→「蒲焼ライン」の順に加工された鰻は、マイナス40℃で急速冷凍され、選別・箱詰めして全国へ出荷されていきます。

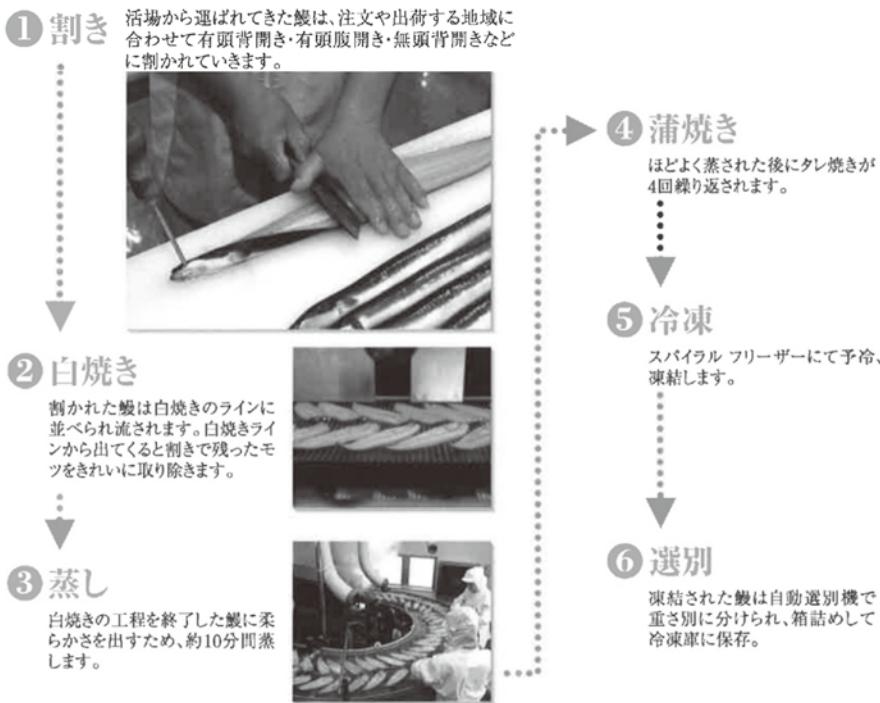


鰻加工工場
(蒲焼き・白焼き)



工場内作業風景

《作業工程》



【さらなる向上を目指して】

当社は、販売する全ての水産物に関して、食品衛生法並びに関連する法規を遵守し、新鮮かつ最新の取扱いを施された水産物をお客様の手元にお届けするために日々努力しています。

今後も安全で高品質な食品の提供を目指し、HACCPプランの実施と定期的な見直しによってお客様の品質要求事項を満たす水産物を生産する責務を果たすべくさらなる向上を目指してまいります。

そのために、お客様との定期的な話し合いやHACCPプランの一環として実施する消費者苦情処理手順を通じ、お客様に満足して頂けるよう、最高のサービスの提供に取り組んでまいります。

《会社及び組合の連絡先》

◇株式会社奈良

指宿市西方 482-1

Tel 0993-25-2987 Fax 0993-25-4659

<http://www.nara69.co.jp/>

◇鹿児島県鰻魚養殖加工販売協同組合（株奈良内）

代表理事：奈良千尋

組合員数：4人

（主な共同事業） 鰻魚飼料等の共同購買、成鰻・加工鰻等の共同宣伝



本社

Never Give Up! 元気を出そう! がんばれ中小企業

若手リーダーとして 地域と業界の活性化に取り組む

有限会社くだものの店力コイ 取締役 梅井 健一郎 氏

安倍政権の誕生と矢継ぎ早の成長戦略展開によって、商店街活性化への取り組みも活発化しているが、県内の商店街や個店が景気回復を実感するまでには至っていない。

こうした中、鹿児島市天文館の納屋通り商店街で、「お客様に喜ばれる、信頼される商売」をモットーに、祖父の代から70年以上青果店を営む、「有くだものの店力コイ」の取締役である梅井健一郎氏にお話を伺った。

なお、梅井氏は、鹿児島県中小企業団体中央会青年部会会長、中央地区商店街振興組合連合会専務理事、鹿児島市中央卸売市場青果食品(協)青年部部長を務め、地域と業界の活性化に大きな役割を果たしている。

➤ 創業から今日まで

鹿児島市の呉服町で曾祖父が豆腐屋を創業し、その後、祖父が青果専門店を始めてから77年が経ち、納屋通り(金生町)に店を構えてからは約60年になります。この間、地域の皆様の信頼に応えられる青果店のあり方、商店街の一員としての地域との接し方等を常に考えてまいりました。

私は大学を卒業した後、3年間東京での会社勤務を経て、父が経営していた青果専門店の仕事に従事するようになりました。その際最も気を付けたことは、曾祖父の代から築き上げてきた信頼や歴史を壊さないということでした。今でも「お客様に喜ばれる、信頼される商売」を心掛けていますが、そのためには青果市場での目利き力の向上、商品品揃えの工夫、接客技術を身に付けること等が大事であると考えています。



梅井健一郎取締役

➤ 人との出会いや繋がりを大事に

経営者として自分自身を成長させるには、各自で日々努力することが必要で、私は、「人との出会いや繋がりを大事にする」ことを常に心掛けています。若い頃からこの気持ちを持てば、将来必ずその経験が生きてくるはずです。

どのような業種であっても必ず「お客様」は存在しますが、青果の場合、「お見舞い」や「贈り物」としてご利用いただくことが多い



め、そこには「購入した人」と「受け取る人」の2人のお客様が存在します。繋がりのできた双方のお客様の喜ばれる顔を思い描きながら接し、また、これまでに得た様々な知恵や工夫、アイデアを出すことで、「私のファンになっていただけるよう心掛けると同時に、そのネットワークがさらに拡がるよう自己研鑽に励んでいます。

➤ 新たな取り組み

お見舞いや贈り物のイメージが強い果物ですが、もっと多岐に渡る価値があると考えています。

果物が嫌いで食べられないという人が殆どいないという強みを發揮し、新たな需要を掘り起こせるとの思いから、誕生日当日に食べごろとなる「バースデーメロン」などを積極的に提案させていただいている。



7月から TPPへの参加交渉が始まりますが、日本の果物は外国産に比べて高品質です。この強みを生かすことが日本の青果業界にとってはチャンスとも考えられますので、TPP参加を機に、積極的にPRすることが必要だと考えています。

➤ 天文館への想い

天文館と言えば、「おはら祭り」や「おぎおんさあ」が有名ですが、祇園祭りの神輿は納屋通り商店街が最初だと聞いています。私も納屋式番神輿6代目の頭として、商店街や地域の活性化に積極的に参加しています。



祇園祭りは「悪疫退散・商売繁盛」を祈願して、江戸時代から行われている伝統的なお祭りですが、天文館には伝統や歴史など、郊外大型商業施設とは違う魅力が数多く存在します。天文館地区の商店街が一体となって街の活性化に取り組むことは勿論ですが、それぞれの個店がもっと独自の特徴を前面に押し出すことで、天文館の新しい魅力創出に繋がるのではないかと考えています。

また、現在のクルマ社会の中で、天文館が消費者のニーズに合っているのか考えなければならないと思います。駐車場の整備や市電・市バスの有効活用、イベントを開催できるスペースの確保など、課題も多くありますが、個店と商店街が一体となって魅力を創出し、いつまでも県民の皆様に愛される天文館でありたいと思っています。

➤ これからの鹿児島

最近は東京等の都会に住むメリットが少なくなってきたため、私と同じように若者のUターンが増加するのではないかと感じていますが、そのためには、地元企業の受入れ体制の整備が必要です。

また、九州新幹線全線開業を機に観光客が増加し、今後の取り組みに期待がかかりますが、受入れる側も、訪れやすい環境整備が欠かせません。

天文館地区においても、駐車場の整備や市電・市バスの有効活用等、行政との連携も必要になります。これから鹿児島は、「若者」と「観光客」それぞれの、受入れ体制の整備が必要だと感じています。

➤ 最後に

多くの人と出会い、その人から何かを感じ取り、知恵や工夫の引き出しを増やすことは、若手経営者にとって非常に大切なことです。組合青年部では、事業を通じて会員同志の親睦を深め、仲間との絆を強めたいと考えています。一方、中央会青年部事業は、異業種の経営者との「貴重な交流の場」と捉えています。交流の中で感じたことや人脈をこれからの仕事に生かしていきたいと思っています。

今後も「お客様に喜ばれる、信頼される商売」を心掛け、店の繁栄と天文館の伝統を守っていきたいと思います。



有限会社くだものの店カコイ

取締役：桜井 健一郎

好きな言葉：「敬天愛人」

鹿児島市金生町 2-19（納屋通り）

TEL 099-222-0333 FAX 099-227-3216

<http://www.kakoi-fruit.com>



鹿児島県中小企業団体中央会青年部会

◇ 会長 桜井 健一郎

◇ 会員数 27 団体

◇ 主な事業 チャリティボウリング・ゴルフ大会、ソフトボール大会、かごんまわっせかフェスタ
ボランティア事業、青年部講習会、青年部研究会 等



●『第 58 回 中央会通常総会』開催

本会の第 58 回通常総会が 5 月 24 日、会員並びに多数の来賓出席のもと、鹿児島市の城山観光ホテルで開催された。

開会にあたり、中央会理念を全員で唱和した後、小正芳史会長が挨拶で、「日本経済は、緊急経済対策による円安・株高の進行、金融緩和策により大企業においては明るい兆しが見られるが、地域中小企業においては、景気回復の実感に乏しく、円安による原料価格の高騰、金融円滑化法終了による倒産懸念、消費税増税等のリスクが顕在化しており、本格的なデフレ脱却・景気回復に向けて、実効ある景気対策と中小企業政策の実現が望まれる。本県では、九州新幹線の開業効果が続いているが、一部では落ち着きも見られ、この効果を持続させ、県内全域・全業種に波及拡大させる取り組みが求められる。

このような中、中央会では『中央会理念』に基づき組合並びに中小企業の支援を実施したほか、異分野の組合や企業の連携による新製品や新サービスの開発支援、Facebookを活用した商店街や個店の集客力向上等を支援した。

小正芳史会長



また、新たな事業として『ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援事業』及び『地域需要創造型等起業・創業促進事業』の地域事務局を受託し、ものづくりを担う中小企業や新たに創業・起業を目指す方々の支援に取り組んでいる。今年度も中小企業連携組織の専門支援機関として、『組合と共に明日を拓く中央会』の基本理念のもと、事業に取り組んでいきたい。』と述べた。

続いて、伊藤祐一郎鹿児島県知事（佐々木浩副知事代読）、池畠憲一鹿児島県議会議長（日高滋副議長代読）、森博幸鹿児島市長（松木園富雄副市长代読）から来賓祝辞が寄せられ、その後、

県知事表彰、叙勲・褒章受章者への記念品の贈呈、中央会会長表彰が行われた。

この後、柳正保副会長を議長に議案審議に入り、平成24年度事業報告・決算関係書類、平成25年度の重点目標を含む事業計画・収支予算案等が提出され、原案どおり承認可決された。



佐々木浩副県知事



日高滋副議長



松木園富雄副市长

〔平成 25 年度 重点目標〕

1. 組合等の組織化促進と事業活性化・経営革新支援による経営効率化・合理化の促進
2. 組合間連携の一層の推進による新規事業創出、経営革新等の支援強化
3. ものづくり中小企業・小規模事業者に対するものづくり補助金活用による活性化支援
4. 地域需要創造型等起業・創業促進事業を活用した創業・起業、第二創業の支援
5. I T 活用による組合・中小企業の情報発信の強力な支援



受賞を心よりお慶び申し上げます

(順不同・敬称略)

鹿児島県知事表彰

長年にわたる中小企業組合発展へのご尽力と県内中小企業の振興に寄与した功績に対し、鹿児島県知事より2名の方を表彰しました。

氏名	役職
大迫秀夫	鹿児島県運送事業(協連)会長
宇都忠良	鹿児島県地質調査業(協)理事長



鹿児島県知事表彰受賞者

中央会会長表彰

中小企業組合の発展と組合運営及び中小企業の振興に寄与した功績に対し、優良組合8組合、優良組合青年部1組合青年部、組合功労者23名、組合優秀事務局専従者13名、永年勤続従業員70名の方を表彰しました。

●優良組合（8組合）



優良組合

組合名	理事長名
鹿児島県出店商業(協)	上川眞一郎
(協)きもつき木材高次加工センター	佐々木幸久
(協)鹿児島県環境管理協会	錆義人
(協)南州高山ミートセンター	本田信一
南隅地区生コンクリート(協)	大石博資
(協)鹿児島県地理情報センター	岩満周三郎
曾於市管工事業(協)	川原英明
金生通り商店街(振)	上原右名位



優良組合青年部

●優良組合青年部（1組合青年部）

所属組合青年部名	部会長名
本場大島紬織物(協)青年部	川畑吉弘

●組合功労者 (23名)

被表彰者名	所属団体名	役職名	被表彰者名	所属団体名	役職名
河野辰男	鹿児島県冷凍事業(協)	理事長	坂口洋右	鹿児島県図書教材販売(協)	理事長
石橋正澄	種子島建設業(協)	副理事長	福添勝郎	中央地区活性化事業(協)	副理事長
上集孝一	曾於建設業(協)	理事長	鳥部敏雄	鹿児島物流ネットワーク(協)	理事長
田中裕之	曾於建設業(協)	理事	三反田豊	鹿児島県陶業(協)	副理事長
岡元修一	姶良伊佐電気工事業(協)	監事	谷口幸司	鹿児島県建設業(協連)	理事
川崎弘一	日置地区木材事業(協)	理事長	畠義利	鹿児島県建設業(協連)	理事
・岡透	鹿児島木材産業(協)	理事	池田安則	鹿児島県建設業(協連)	理事
平澤正幸	鹿児島木材産業(協)	理事	純浦勝志	鹿児島県建設業(協連)	理事
荒川文男	南九州グリーンアース(協)	理事長	中野勝夫	鹿児島県畳(工)	理事
柳和弘	鹿児島共同配車センター事業(協)	理事	前田貢	鹿児島県菓子(工)	監事
木山逸郎	電九協鹿児島県電設(協)	理事	精松宣行	鹿児島県魚介類移動販売(商)	理事長
北蘭政三	鹿児島県タイル工業(協)	理事			

●組合優秀事務局専従者 (13名)

被表彰者名	所属団体名	役職名	被表彰者名	所属団体名	役職名
井之口武嗣	鹿児島市管工事(協)	工務技術部技師	平山真一	鹿児島共同配車センター事業(協)	業務課長
前里智子	奄美大島自動車整備工業(協)	業務課課長	伊東鈴子	赤帽鹿児島県軽自動車運送(協)	事務局経理
前里正美	奄美大島自動車整備工業(協)	業務課係長	坂元津宜雄	垂水桜島地区生コンクリート(協)	事務局長
吉松初男	錦江建設機材工業(協)	工場長	園田るみ子	垂水桜島地区生コンクリート(協)	経理担当
和志武隆一	錦江建設機材工業(協)	事務局長	水元さとみ	垂水桜島地区生コンクリート(協)	業務担当
宮ノ下正輝	鹿児島生コンクリート(協)	営業部長	米澤紀子	鹿児島県運送事業(協連)	事務局長
中蘭啓	鹿児島海砂採取(協)	事務局長			



組合功労者



組合優秀事務局専従者



●永年勤続従業員（70名）



永年勤続従業員

※ ※

叙勲・褒章受章者への記念品贈呈

平成24年春・秋の叙勲・褒章受章者（叙勲4名、褒章3名）の皆様に小正会長より記念品を授与しました。

勳章	受章日	種別	氏名	役職
叙勲	平成24年春	旭日小綬章	岩男秀彦	KSM(協) 前理事長
叙勲	平成24年春	旭日小綬章	濱薗義弘	鹿児島県商店街(振連) 前理事長
叙勲	平成24年春	旭日単光章	前野政美	川辺エルピーガス販売(協) 前理事長
叙勲	平成24年秋	瑞宝単光章	(故)宮原頼子	鹿児島県美容(協) 前理事長
褒章	平成24年春	黄綬褒章	岩崎孝和	鹿児島県電気工事業(工) 副理事長
褒章	平成24年春	黄綬褒章	西郷隆文	鹿児島県陶業(協) 理事長
褒章	平成24年春	黄綬褒章	田之頭隆秀	鹿児島県木造住宅(協) 理事長



叙勲・褒章受章者



●『中央会青年部会総会』開催 平成 25 年度の事業計画を承認

中央会青年部会（梅井健一郎会長、会員 27 人）の第 38 回通常総会が 5 月 14 日、鹿児島市の「ホテルレクストン鹿児島」で開催された。

梅井会長の挨拶に続き、米澤博文副会長 ((一社) 鹿児島県 LP ガス協会青年委員会) を議長に議案審議を行い、平成 24 年度事業報告及び決算関係書類の承認、平成 25 年度事業計画及び収支予算案等について、満場一致で原案どおり承認可決された。

平成 25 年度実施事業

【中央会補助事業】

(1) 青年部講習会

青年部活動の役割や中小企業活性化に必要な知識を習得する。

(2) 青年部研究会

業界が抱える課題等について解決に向けての方策を研究する。



青年部講習会

【青年部自主事業】

(1) 第 26 回チャリティボウリング大会 (6 月 15 日)

(2) 第 5 回ソフトボール大会 (7 月 20 日)

(3) 第 17 回チャリティゴルフ大会 (9 月 7 日)

(4) かごんまわっせかフェスタ'13 (10 月 20 日)

(5) ボランティア事業 (12 月予定)



かごんまわっせかフェスタ'12

●『中央会女性部会総会』開催 平成 25 年度の事業計画を承認

中央会女性部会（井立田眞理子会長、会員 28 人）の第 34 回通常総会が 5 月 14 日、鹿児島市の「ホテルレクストン鹿児島」で開催された。

井立田会長を議長に議案審議を行い、平成 24 年度事業報告及び決算関係書類の承認、平成 25 年度事業計画及び収支予算案等について、満場一致で原案どおり承認可決された。

《主な事業》

- ・レディス交流会、女性キャリアアップセミナーの開催
- ・全国レディス中央会全国フォーラム(鳥取県)への参加
- ・九州大会（長崎県）及び全国大会(滋賀県)への参加



全国レディス中央会全国フォーラム

組合インタビュー

鹿児島県造園事業協同組合 事務局長 白嶺 高志 氏

鹿児島県造園事業協同組合の白嶺事務局長にお話を伺いました。

➤組合設立の背景について教えてください

組合設立以前は、事業者が個々で公園の維持管理等を受注していました。しかし、単独での受注の場合、維持管理のための経費面等、効率的ではない部分もあったため、組合で指定管理者制度に対応できる体制を整備し、平成17年に組織化しました。



白嶺事務局長

➤業界を取り巻く環境は？

受注価格の下落により、採算の確保が非常に厳しい状況にあります。そのため組合では、県や市に対し、公共工事の最低制限価格上昇について陳情しています。

➤組合で実施している主な事業内容は

組合では、谷山緑地、北薩広域公園や石橋記念公園など、県内各地にある公共公園の指定管理者として、施設の維持管理を行っています。

また、伐採した木や枝等の共同処理を行うことで、組合員の経費削減に取り組んでいます。

➤エコガーデンについて教えてください

これまで木クズ・剪定クズ・芝生等の廃棄物は、組合員が各自で処理をしていたため、経営を圧迫する要因となっていましたが、本年4月に完成した『エコガーデン』の共同処理施設を活用することで、組合員の経費の削減につながることが期待されます。

➤最後に

組合では、県民皆様方の憩いの場である公共公園施設の維持管理を通じて、地域社会への貢献を果たしていきたいと思います。

また、エコガーデンは、本年5月の連休以降に本格稼働したばかりですが、廃棄物の処分場としてだけではなく、今後はチップ化や堆肥化などの商品開発も行うことで、自然環境に優しい、循環型社会に貢献できるよう取り組んで参ります。



エコガーデンの共同処理施設で、木クズ・剪定クズ・芝生等をチップ化する様子

〔組合の概要〕

代表理事 有村 勝則

組合員数 30人

主たる事業 造園工事及び公園等の維持管理業務の共同受注、一般・産業廃棄物処理業

組合員資格 建設業法に基づく建設業の許可を有し造園業を行う事業者

連絡先 鹿児島市吉野町6084-1

Tel 099-244-2478 fax 099-244-2634

HP <http://www16.ocn.ne.jp/~k-zouen>

鹿児島県内の業界情報

(平成25年4月情報連絡員報告)

製造業

味噌醤油製造業

4月は例年よりも肌寒い日が多く、温かい食べ物が食卓を彩ったと思われるわりには需要が伸びていない。節約が定着したのか、あるいは家庭で惣菜への依存が進み調理機会がさらに少なくなってきたいるのかとも考えられるが、有効な打開策が見つからない。

酒類製造業

(平成25年3月分データ)

(単位kℓ・%)

区分	H24.3	H25.3	前年同月比
製成数量	11,237.6	15,086.2	134.2
県内課税	5,450.1	5,599.7	102.7
移出数量	7,223.3	6,532.9	90.4
県外未納税	3,938.5	3,942.0	100.1
在庫数量	225,132.8	215,588.9	95.8

課税移出数量が対前年比95.7%で、特に県外移出が90.4%と非常に悪く、県内移出は102.7%であった。

漬物製造業

ゴールデンウィーク前需要も、企業によりまちまちの状況である。

蒲鉾製造業

入学、就職、旅行シーズンで平月よりも売上は良いが、九州新幹線全線開業3年目に入り旅行客も少なく感じている。売上で見ると前年同月比で3%のダウンとなった。原材料単価は昨年同様であるが、アメリカのAシーズンの取引価格が確定したこと、6～7月頃からキロ単価20～30円安くなる見込みである。

鰹節製造業

鰹の不漁及び漁獲規制、円安等で、生値が240～250円/kgになり、売値がこの価格高の推移に連動していないため、操業も低下し大幅に利益をくい込む状況になっている。業界は売値も安定した状況になってくるまで、どのように繋いでいくかが課題となっている。

菓子製造業

4月は種々お祝等の行事が多く、全般的に順調だった。

茶製造業

県内では春先の気温上昇により生育が早まり、出荷量が一気に増え、価格低迷が続いたが、当組合では一週間早く取引が始まった分、前年同月比117.7%の売上があった。

大島紬織物製造業

本場大島紬新作コンテスト（4月13～17日、山形屋2号館6階）を実施した。

本場大島紬織物製造業

平成25年4月検査反数519反。対前年同月比85.1%（610反）。

木材・木製品製造業

例年この時期に原木丸太の入荷増は予想されるものの、売上は伸びず加えて単価も芳しくない。製材製品に至っても、先安との判断から「買い待ち」の状況にあり、原木、製材製品共に商品がだぶついている状況である。「木材利用ポイント事業」が実需に即決すれば森林・林業・木材産業の活性化につながるものと期待する。

木材・木製品製造業

最近の新設住宅着工戸数の水準は、大都市部では回復基調である。しかし、鹿児島など地方部ではその波は常に遅れて到達する傾向にある。木材業界の声も、新年度になっても消費増税駆け込みについては、まだまだ実需が見えないのが現状である。ただ、木材利用ポイント制度が4月から開始されたことから、問い合わせは来ている。今年度は、これらの追い風を背に木造住宅の受注が増え、製材品の需要が伸びることを期待したい。業界としてもこれらの制度を十分熟知して、営業のツールにできるように事前の情報収集は怠りなくしたい。

生コンクリート製造業

出荷量は対前年同月比135.7%の145,342立米で、特に減少した地域は、宮之城、南隅、奄美南部、屋久島。特に増加した地域は鹿児島、南薩、串木野、川薩、出水、姶良伊佐、垂水桜島、大隅、種子島、奄美大島、沖永良部、喜界島であった。官公需、民需ともに順調な伸びとなつた。官公需は国の補正予算、民需は景気の上昇によるマンション建設等によると考えられる。

コンクリート製品製造業

4月度の出荷トン数は、7,085トンで前年同月比122.1%となつた。出荷量は鹿児島地区、熊毛地区、奄美地区にて増加となり、他地区は前年並みであった。4月度の受注は前年度を下回っているが、今後に期待したい。

仏壇製造業

海外仏壇輸入内訳（主たる輸入国：中国、ベトナム、タイ等）は、平成25年1月24,592本、2月16,219本、3月15,036本。平成25年累計55,847本。

印刷業

円安の影響を受けて、業界にとっては必需品である機械の洗い油の大幅な値上げが伝えられてきた。例の胆管ガン問題もまだ収束しておらず、低迷する印刷業界において、さらなる打撃となりそうである。





非 製 造 業

卸売業

受注は好転しつつある。但し、価格転嫁が進まない状況。今後、受注が落ちてくれれば、逆ザヤも懸念される。

中古自動車販売業

3月を過ぎ、若干落ち込んだようである。来年の消費税率の引き上げ等、業界を取り巻く環境は非常に厳しく、今後が懸念される。しかしながら、円安による輸出は盛況である。

青果小売業

対前月比106.2%、対前年同月比92.8%であった。

農業機械小売業

早期の植え付けの済んだ田んぼを目にする時期だが、米の消費量が5ヶ月連続で増加している模様。外食産業は苦戦しているが、家庭内での消費が伸びているとのこと。又、行楽や全国各地の駅弁を選ぶ楽しみで買って帰ることも一因となっている。

石油販売業

原油価格は若干下落しているものの円安で輸入価格は上昇しており、仕入価格を押し上げている。その為、消費も減少傾向が止まらない。その上、コスト転嫁が厳しく悩ましい状況に陥っている。

商店街（霧島市）

商店街の4月の売上は前年並みであった。国分地区の中心商店街にある24時間スーパーは好調であるようだが、周辺の小売店に大きな影響を与えていているように思えず、中心商店街に集客の効果もあるように感じられる。今後の課題としては、消費者が街中を歩ける回遊性のあるまちづくりと、個店においても魅力のある店づくりや話題づくりが必要と思われる。

商店街（薩摩川内市）

前半も後半も売上は厳しい状況になっている。後半は大型連休前で、特に動きがないようである。食品以外の商品も買替えでないかぎりは売れ行きが悪く、消費は行楽に向けられているようである。

商店街（鹿児島市/天文館地区）

総合的には、昨年暮れからの在庫過多の店舗が多くあり、今後の在庫一掃セールに期待を寄せているが、購買客の減少もあり、パートの勤務時間短縮等も考えているようである。活性化のために、商店街全体として集客を高める策を考えていかなければならぬが、店舗としても、今は個店を盛り上げるのに対策を講じることで精一杯のようである。さらに来年度からの消費税率引き上げに対しても、今から不安を抱えている店舗も多い。

サービス業（旅館業／県内）

今月も売上高は、前年同月比での減少が続いている。特に月の前半は低調だったが、GWに入る後半の連休は観光地を中心に各地とも宿泊客が多く好調であった。

美容業

4月は殆どのサロンで新入社員が入店している。技術者不足が問題点となっている今、早期育成が大きな課題である。教育カリキュラムなど、見直しを検討する必要がある。

旅行業

昨年は、大幅な増加傾向が見られたが、今年は九州新幹線全線開業から3年目を迎える着き、バス・ホテル等受け入れ機関を持っている会員は昨年並みであった。旅行先が東京方面、特に東京ディズニーランドへの希望が多く、GW後半の販売を期待したい。4月の集客状況は対前年同月比102.8%であった。

建築設計業

報道による県内2012年度の公共工事動向は、請負金額は平成に入って最低だった前年度より17.7%増え約2,387億円となり、3年ぶりに増加に転じた。鹿児島市立病院など大型工事の発注が重なった影響が大きく、件数は2.4%減の6,966件となっている。件数が7,000件を下回ったのは08年度以来で、平成に入って3番目の低水準となった。組合員としては新年度の発注が待たれるところである。

自動車分解整備・車体整備業

特に大きな変化はなかったが、新年度がスタートして若干だが好転の兆しが見られる。

電気工事業

組合員の退会が目立って多くなっている。原因是、高齢化と後継者不足、廃業等で毎年減少の一途である。マンション・住宅等の受注はあるが、収益は相変わらず低調である。太陽光発電設備は依然として好調である。

内装工事業

4月のラベル売上数は、カーテンラベル対前年同月比36.6%で大幅に減少し、壁装ラベルも対前年同月比63.1%と減少した。民間工事はある程度あるものの、年度末からのずれ込みの仕事量も少なく、公共工事減少の影響はかなり大きい。

建設業（鹿児島市）

公共事業の減少により、労働力の確保及び資金繰りが依然として厳しい状況にある。

建設業（曾於市）

市の土木入札も、いつもより早めの対応である。明るい兆しが見えてきた。

貨物自動車運送業

4月に入り、燃料価格はゆるやかに落ち着きを見せてきた。また、春の全国交通安全運動が実施され、貨物運送業者は飲酒運転の根絶、過積載防止等の周知徹底を図った。

運輸業（個人タクシー）

特に昨年同期と変わりなかった。

倉庫業

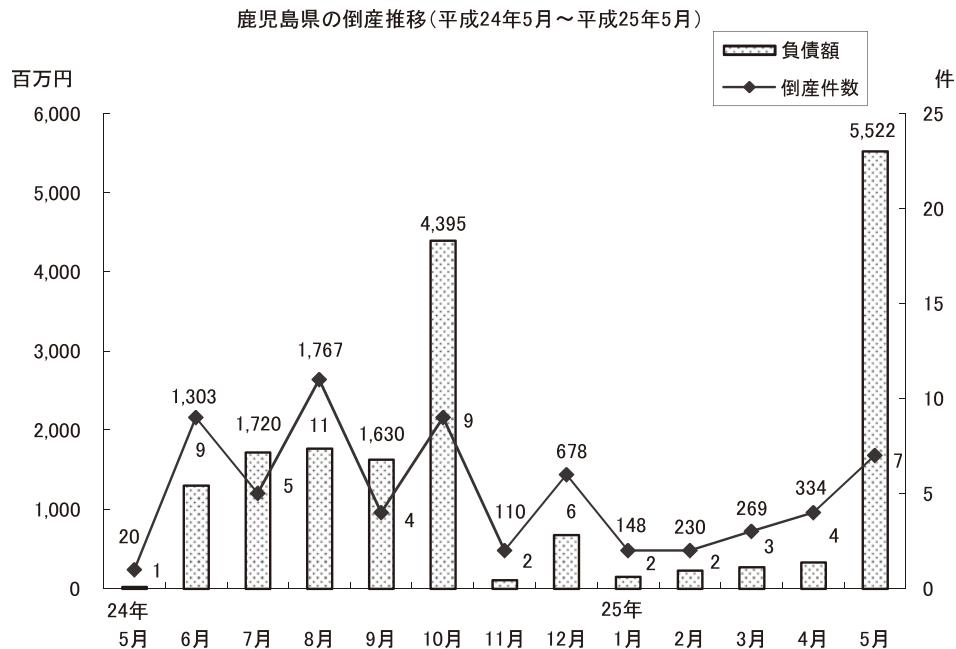
加工原材料用は消費量が微増傾向であるが、好転といえる状況まではない。飼料用は平年並みと見受けられる。

平成 25 年 5 月 鹿児島県内企業倒産概況

(負債額 1,000 万円以上・法的整理のみ)
 (株)帝国データバンク 鹿児島支店

件数 7 件 負債総額 55 億 2,200 万円

〔件数〕前年同月比 6 件増 〔負債総額〕前年同月比 27510.0% 増



【概要】

平成 25 年 5 月の鹿児島県内の企業倒産（負債額 1,000 万円以上・法的整理）は、件数で 7 件（前月比 75.0% 増、前年同月比 600.0% 増）、負債総額は 55 億 2,200 万円（前月比 1,553.3% 増、51 億 8,800 万円増、前年同月比 27,510.0% 増、55 億 200 万円増）となった。

【各要因別】

- 業種別では、建設業 4 件、卸売業 1 件、運輸・通信業 1 件、その他 1 件。
- 主因別では、販売不振 6 件、その他経営計画の失敗 1 件。
- 資本金では、500 万円未満 3 件、1,000 万円～5,000 万円未満 3 件、5,000 万円～1 億円未満 1 件
- 負債額では、1,000 万円～5,000 万円未満 3 件、5,000 万円～1 億円未満 1 件、5 億円～10 億円未満 1 件、10 億円以上 2 件。
- 地域別では、鹿児島市 5 件、南薩地区 1 件、大隅地区 1 件。

【ポイント】

平成 25 年 5 月度としての倒産件数は前月比 3 件増の 7 件、負債額は前月を大幅に上回る 55 億 2,200 万円であった。倒産の態様としては 7 件の内 6 件が破産、民事再生法 1 件。

民事再生法の適用申請は今年初めてであり、平成 24 年 4 月の（株）Y（大島郡）以来となる。

負債額については平成 22 年以降では最大の金額となる。

【今後の見通し】

5 月発表の内閣府月例経済報告によると、景気の基調判断を 4 月には「一部に弱さが残るもの、このところ持ち直しの動きがみられる」のまま据え置く形となっていたが「景気は緩やかに持ち直している」として 2 カ月振りに上方修正した。またデフレも「緩やかなデフレ状況」から「デフレ状況にあるものの、このところ一部に変化の兆しもみられる」としている。政府は日銀の金融政策も表れ、景気の V 字回復を協調するが景況には地域間格差もみられる。

鹿児島県内の景況としては、投資関連や生産活動の一部に持ち直しの動きも見られるも、個人消費や観光関連は弱含みで推移しており、景気回復が実感できる状況にはない。

金融円滑化法が 3 月末で終了したが、金融機関の支援もあり同法終了に起因するような大型倒産の発生はなかったが、5 月は 2 社の大型倒産が発生しており、平成 22 年以降の単月度負債額としては最大の規模となった。最大の負債額（33 億円）となった S（株）については幸いにして県外の現場・仕入先が多かったため、これまでのところ連鎖倒産の発生はない。また K（株）についても再生型となる民事再生法であり、現状では大きな影響は発生していない。

今後の見通しとしては公共工事量に回復はみられるが、零細企業などへの波及効果は少なく夏場を迎えるにあたって建設業並びに関連業種の動向にも注意を払う必要があろう。

また、畜産業界においても素牛価格の高騰や円安による飼料高騰などの影響も懸念されるところであり、スーパーなど小売業界においても大手と小規模業者の格差拡大が囁かれしており、倒産の件数・負債額ともに沈静化すると見る材料には乏しい状況にある。

平成 25 年 5 月企業倒産状況（法的整理のみ）

企業名	所在地	業 種	負債総額 (百万円)	資本金 (千円)	態 様
S（株）	鹿児島市	建設業	3,300	30,000	破産
K（株）	鹿児島市	運輸・通信業	1,500	70,000	民事再生法
(株) C	肝属郡東串良町	建設業	42	10,000	破産
(株) H	南九州市	その他	600	15,000	破産
(有) K	鹿児島市	卸売業	60	3,000	破産
(株) U	鹿児島市	建設業	10	1,000	破産
(有) S	鹿児島市	建設業	10	3,000	破産
7 件 55 億 2,200 万円					

中央会関連主要行事予定

平成25年7月	
20日(土) 9:00	中央会青年部会ソフトボール大会 鹿児島市「鹿児島ふれあいスポーツランド」
平成25年8月	
23日(金) 13:30	中央会女性部会レディス交流会 鹿児島市「ホテルレクストン鹿児島」
平成25年9月	
7日(土) 9:05	中央会青年部会 チャリティゴルフ大会 鹿児島市「島津ゴルフ倶楽部」
平成25年10月	
20日(土) 11:00	かごんまわっせかフェスタ'13 鹿児島市「天神おつきや商店街 ぴらもーる」

第56回中小企業団体九州大会 in 長崎

日時：平成25年9月5日（木）15時00分～

会場：長崎市「長崎ブリックホール」

<http://www.brickhall.jp/>

第65回中小企業団体全国大会 in 滋賀

日時：平成25年10月24日（木）12時30分～

会場：滋賀県大津市「滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール」

<http://www.biwako-hall.or.jp>

経営者ご自身の「現役引退後の生活資金」のことをお考えですか？

小規模企業共済制度の ご紹介

小規模企業共済制度は、個人事業主（共同経営者含む）または会社等の役員の方が事業をやめられたり退職されたりした場合に備えて、あらかじめ資金を準備しておく国がつくった共済制度で、いわば「小規模企業の経営者のための退職金制度」といえます。

この制度の特徴は

- ◆掛金は全額所得控除。受け取る共済金も退職所得扱い又は公的年金等の雑所得扱いとなり、節税効果があります。
- ◆共済金の額は、個人事業の廃止で掛金を約年1.5%相当で複利運用した額、また老齢給付（年齢が満65歳以上で掛金納付年数が15年以上）で掛金を約年1.0%相当で複利運用した額です。
- ◆急に事業資金が必要になったときは、納付済掛金の8～9割の範囲内で事業資金の借入れが可能です。

●お申し込みは

鹿児島県中小企業団体中央会
総務企画課まで TEL 099-222-9258

中小企業かごしま (平成25年度 活性化情報第1号)

発行人 鹿児島県中小企業団体中央会 会長 小正芳史

〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号 県産業会館5階

TEL 099-222-9258 FAX 099-225-2904

HP <http://www.satsuma.or.jp>

印刷所 株式会社イースト朝日